

3 月 5 日 (第 3 号)

令和3年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和3年3月5日（第3号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	4
（一般質問）	
高尾靖子	4
川上勲	15
秋元美智子	26
（総括質疑）	39
第6号議案	町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件
第7号議案	豊能町監査委員条例改正の件
第8号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件
第9号議案	豊能町介護保険条例改正の件
第10号議案	豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件
第11号議案	豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
第12号議案	豊能町立公民館条例等改正の件
第13号議案	町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
第14号議案	令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件
第15号議案	令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正

	予算（第2回）の件	
第16号議案	令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件	
第17号議案	令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件	
第18号議案	令和3年度豊能町一般会計予算の件	
第19号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件	
第20号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件	
第21号議案	令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件	
第22号議案	令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件	
第23号議案	令和3年度豊能町下水道事業特別会計予算の件	
散 会 の 宣 告	48

令和3年豊能町議会3月定例会議会議録（第3号）

年 月 日 令和3年3月5日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 10名

3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 1名 田中 龍一

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和3年3月5日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 第 6号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する
条例制定の件
- 第 7号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 8号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 9号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第10号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に
関する基準を定める条例改正の件
- 第11号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
- 第12号議案 豊能町立公民館条例等改正の件
- 第13号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の
件
- 第14号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10
回）の件
- 第15号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2回）の件
- 第16号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定
補正予算（第4回）の件
- 第17号議案 令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予
算（第1回）の件
- 第18号議案 令和3年度豊能町一般会計予算の件
- 第19号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業
勘定予算の件
- 第20号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療
所施設勘定予算の件
- 第21号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計予
算の件
- 第22号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定
予算の件

第 2 3 号議案 令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計予算の
件

開議 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおり
でございます。

日程第1「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して、質問を
行ってください。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて5
0分といたします。

質問者は、豊能町議会運営に関する申合
せ事項の会議規則に関わる申合せ事項に記
されているように、通告にない質問はでき
ません。また、質疑・答弁合わせて50分
と限られていますので、答弁は簡潔明瞭に
答弁をしてください。

高尾靖子議員を指名いたします。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

皆さん、おはようございます。

今日、本来は一番目に田中議員が質問者
となるつもりでしたが、入院されて
いるということで、早くよくなれることを
願っております。

では、質問させていただきます。

日本共産党の高尾靖子でございます。

通告どおりに質問させていただきますので、
分かりやすい御答弁をよろしくお願い
申し上げます。

1番目は、町政運営方針の全般について
でございます。

まちづくりを推進する上で、府の規制を
外し、みどり豊かな戸知山と高山の活用で
人口交流のお考えをお聞きしたいと思います。
戸知山は砂防法、森林法、ほかに幾つ

か、3つか4つほどあると聞いております
が、その規制はずっと前から大阪府に外す
ように申し入れていくというふう聞いて
おりましたが、どうなっているのかお聞き
いたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

おはようございます。

それではまず、まちづくりを推進する上
でということの、府の規制ということでご
ざいますけども、府が所管しております規
制につきましては、砂防指定区域、あるい
は近郊緑地保全区域、こういったものは府
が所管しておりまして、宅地造成等規制区
域、これについては町が所管している規制
でございます。ただこういったものにつき
ましては、要綱とか協定による規制ではご
ざいませんでして、法律で定められている
ものでございますので、簡単に規制を外す
ということとはできないということになりま
す。

また、戸知山とか高山地区は、議員御存
じのように市街化調整区域でございますの
で、都市計画法の運用による開発基準によ
って許可できる開発行為は限られています。
その中で既存の集落等においては、最低限
必要と認められる開発もあることから、地
域の実情においては個別の開発許可により
判断されているところです。

また、高山地区については農地もござい
ますので、農地を開発するというものであ
れば、また別の規制がかかってくるという
ことになります。なので、今後はまちづく
り総合計画ですとか、都市計画マスタープ
ラン等を踏まえまして、計画的で良好な開
発行為、市街化調整区域内の既存コミュニ
ティーの維持、社会経済情勢の変化といっ

たものへの対応といった事項を勘案して、本町にとって必要と認められる開発行為であれば、許可しても差し支えないような新たな運用について検討していくということにしております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

昨日もありましたけれども、私ども議会報告会で、皆さんからお聞きしました、要望、またまちづくりについて、いろいろと検討した結果をまとめたものが提出しておるところでございますけれども、そういう中で、これは豊能町でできるんじゃないかと、そういうものがあるかどうか検討もされてきたのかどうか、その上で戸知山では可能なのかと、そういうようなことはプロジェクトチームとか何かつくられて、進められた経緯はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

おはようございます。

御提言いただきました内容で活用して進めていくようにいただいているものです。それにつきまして、すぐに進めていけないといけないものとかあると考えております。

戸知山の活用について御提言いただいておりますが、これは以前からたくさんの御意見を賜っているところでございます、進めていかなければいけないということは承知しているところではありますが、なかなか場所的なことですか、あと昨日から申しております、道路、入り口付近の道路の傷みが激しいことですか、進めるには少し課題が多いという状態でございます。

今後、戸知山のあたりについては、入り

口道路付近を修復致す予定にしておりますので、その後については、戸知山を活用して人口交流を図っていく、観光資源その1つとして使う等、そういう取組は進めていかなければいけないと思っています。ただ、これまでにプロジェクトチームをつくらして、そこを検討してきたという経緯はございません。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

町長も、人口交流、人口増に勤めていくということも、これまでおっしゃってきておりましたまちづくりについて、そういうところで、やはり戸知山には限らないと思うんですけども、やはり大きな財産を持った上で、戸知山も草刈りなどで10年以上、本当にそういう中での財政的な面も大きく使われてきたというふうに思っております。これから、この戸知山の入り口の道路の工事ということもありますけれども、それは一番、入り口ですから、大事なことです。それはしていただくことで、その上で、やはりこれは有効活用っていうのを、もうずっと言うてきてるわけですから、その点について、高山から戸知山へ向かうような道をつけてハイキングコースするとか、私は桜や紅葉なんかで皆さんが集まれるような、そんなにお金つかなかなくても、植木、植栽をすれば、そういうことを皆さんは求めておられる方も多いですから、そういうところでの活用なんかもと思ってきたわけですけども、町長は、今後この活用についてはどのようにお考えなのか、今まだ考えておられないかどうか、その点お聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おはようございます。

戸知山につきましては、平成4年に開発が行われ、平成16年のところで廃止届が出たということで、今現在山になっております。先ほど高木のほうからも、都市建設部長のほうからも回答があったように、市街化調整区域の中に近郊緑地があつてというようなところで法律規制がかかっていると、それらを踏まえた状態で、今までも検討されてきたというところでございますけれども、一昨年の12月に町議会の方々から政策提言がありました。この近郊緑地であるということですので、やはり皆さんがおっしゃるとおり、自然を生かして共生できるもの、そして住民の方々、そして関係人口がたくさん来られるような施設を造っていくと、いかにお金をかけずにできるかというところがキーでございますので、去年からも売り込みにも行きましたし、それからたくさんのお問合せが実はございました。

ところが今現地のところを見ますと、排水があつて道路が崩落してるということで、実は接触的なPRができてないのが事実でございます。特に、来られた方でいくと、道路のところの陥没を見て、ええ言うて驚かれてるのが事実でございます。私としては、やはり自然を活用した形の事業展開をする、いわゆる民間企業の方々と一緒に集まらないといけないというように思ってます。ただ、これまでも来られた方々でいくと、72ヘクタールというところの一部を活用したいとか、一部の道路を利用したスポーツイベントであるとかつていうような提案をいただいておりますけれども、全体を管理し維持をするというところでは、1つの団体では難しかったというのは1つです。

それからやはり上下水道、特に下水がっ

いていないというところ、そういうところも非常にネックになっておられます。それ以外の企業に関してもやはり法律の規制があるので、そういうところから撤退をされたという方々もおられます。

私としては戸知山という財産がありますので、それをやはり自然活用して、住民の皆さん、関係人口が集まれるようなものに変えていきたいというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

ここに何をするかということについては、まだ難しいと思っておりますけれども、完全に修復されたときには、そういうことが具体的に進められるようにしていただきたいなと、それがまちづくりの一步だと思っておりますし、ここに住むことになったのはやっぱり自然環境がよくて、教育環境がよくてということで、私どももここへ来ました。ずっと52年ぐらい住んでるわけですがけれども、やはりここからは離れられない状況になっております。孫やひ孫がここへ来て楽しんでもらえるような、また、ふるさとと思ってもらえるような豊能町にしていただきたいというふうに思うんです。だから自然を活かした、お金は、今この状況ですから、人口減で今すぐに大きなお金使うことはなかなかできないわけですから、その点については十分検討していただきながら、皆さんが楽しめる1つ集いができるような、そういう場所にしていただきたいと、そういうふうに思います。提案している議会報告会での、そういう提案のものを1つ活用していただくということが一番求められていると思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

高齢化が進むもとで、町の東西公共交通の拡充は、計画は今後どうなるのか。介護保険なんかでも、こないだの審議会、運営委員会がありましたけれども、運営委員会では、パブリックコメントの中でやはり高齢化の中では自動車免許返納されてる方が多くおられます。その中で一番の住民にとって身近で大切な公共交通、これが移動手段として、人数は少なくなるかと思えますけれども、それでもやはり豊能町のこの本庁余野まで来て、この東地域を楽しんでもらえるいう、そういう環境づくりも大事だと思いますので、そういう拡充についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思えます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

高齢化率の向上に伴い、運転免許所の返納者が増えるなどによりまして、公共交通の重要性は高まってきていることは認識しております。現状は生産年齢人口の減少や、昨今よりのコロナ禍などの理由により、利用者が減少し、公共交通の維持、確保が厳しくなっている現状があります。また、東西間移動を確保するためのリレー便につきましては、東西乗り継ぎでの利用が低迷する中、さらなる東西公共交通拡充は難しい状況でございます。引き続き地域公共交通会議において、公共交通の維持、確保、拡充へ向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

前向きに御答弁いただいたようにも思うんですけれども、私はこの公共交通よく利用しております、リレー便を利用して1

00円の割引券を頂きながらここまで来てるということもよくあるんです。やはりそういう西からこちらに来るのどかな風景を見ながら、これからは4月になれば、山桜がきれいな、すごくきれいなんです、ずっとね。そういうのを見ながらも来れるということで、西の方もそういうところをすごく楽しんでる方もいらっしゃるんです。一回りして帰ってきたとかいうのはありました。そういうのを聞きすると、やはり皆さんはそういう風景を求めておられるということですので、そういうことでの楽しみも1つあってもいいんじゃないかと思えますので、公共交通はこれからは重要になってくると思えますので、引き続き、前向きに御検討していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に、スマートシティ推進事業にいきますが、具体的な取組、前回の全員協議会でもお聞きしましたけれども、具体的なことがもう一つよく分からなかったもので、実現に向けた取組というのは、どのようなことなのかお聞きいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

スマートシティの推進事業の取組ということでございますが、大阪府において令和2年3月に2025年大阪・関西万博に向け、大胆な規制緩和による最先端の取組と、区域全体で住民に利便性を実感してもらえる取組を両輪とした大阪スマートシティ戦略が定められ、8月にスマートシティの推進体制として大阪府、市町村、企業、大学と300を超える団体が連携し、大阪スマートシティパートナーズフォーラムが設立されたところでございます。このフォーラムは会員企業のソリューションを組み合わせ、

市町村のコスト負担を軽減しつつ、課題を解決するサービス、ビジネスモデルを策定し、実証を検討していくものでございます。

豊能町におきましては、去年、高齢者のまちづくりということで、企業向いて豊能町の現状をお伝えしました。その後、コーディネートをさせていただける16社の会社のうち、3社が豊能町のことに興味を持っていただきまして、今後民間と高齢者について何か取り組める、そのようなものを進めていこうということで、今年度中には何度か大阪府の方と話を進めているところでございます。

高齢者のみではなくて、人口を増やすためには、子育て支援を充実していく必要もあるだろうということで、大阪府と豊能町、それからコーディネーターの3者では、高齢者に優しいまちづくりと、子育てしやすいまちづくり、これをテーマに民間との官民連携の事業を進めていくことができないかということで、今この課題解決に向けて、検討しているところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

大阪府のスマートシティのパートナーズフォーラムいうのをちょっとインターネットで調べたら、すごい会社がずらっと並んで、びっくりしましたけれども、その中で3社のほうが応募してくれたということであれば、本当に何かうれしいニュースだなと思いますけれども、それは今後の期待として待っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

次にいきます。

文科省のGIGAスクール構想でICT教育の充実とあるんですけれども、電磁波などに敏感な子どもの調査・対策などは取られることになるのか、その点についてお

伺いしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

ICT機器と電磁波、子どもの健康被害との因果関係についてですけれども、インターネットなどでは、電磁波が体調不良の原因であると言えないというものや、影響があると掲載されているものなど、いろいろ見受けられます。学校からは、家庭でパソコン、スマホ、ゲームのやり過ぎ、またテレビの長時間見ることなどは、自宅での学習の確保や睡眠時間が少なくなるなど、学習面や健康面での悪影響が見込まれるため、やり過ぎないように時間制限などの注意をしております。対策につきましては、現在考えておりませんが、また大阪府、国からもICT機器の電磁波と健康面の影響についての通知は、現在ございません。もし、それらがありましたら、それに基づき対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

国から何も言ってきてないので、町としてはまだ取組の用意はないという、そういう御答弁だったと思うんですけれども、これは調査された方が、伝わってきたんですけれども、授業中の無線接続時には0.49マイクロワット平方センチ、放課後は0.07に、そして無線LANなしの教室では0.01というふうな数値が出ておまして、やはり、0.001です、すみません。接続時には0.49マイクロワット平方センチ、私はどのような影響が出てくるかいうのも、まだよく分からないですけれども、頭痛と

かいろいろストレスとかいうようなことが言われているんですけども、これは注意していかなければならないと思います。その点について、今後の対応を検討していただけたら、子どもたちの健康的な環境をやはりつくっていく上で必要かと思えますので、お願いをしたい、求めておきたいと思えます。このGIGAスクールが発信されたのは、文部科学省じゃないんですよ、もともと。産業省です、産業省で、総務省のほうから、また経団連のほうから内閣府に、こういうGIGAスクールを持ち込まれたということで、やはり経済対策で永久的にこういう学校関係にタブレット、更新もありますので、ずっと永久に持ち込まれるということになるんですけど、すごくお金のかかることですから、更新もありますし。そういうところでのことがあったんだということが調べているうちに分かりまして、これはもともと文科省の推進の話ではなかったんだというふうに思いました。この点について、やはり子どもたちの健康環境ということでは注意していただきたいと思います。これを求めておきます。

次にいきます。

5つ目の道の駅に代わる志野の里の拡充ということで、本来、場所を変えて、道の駅ではなく他の代わるものにしていきたいということを、この町制運営方針でも述べられておりましたし、以前もそういうふうに述べられておりました。今は、どのような状況なのか、お聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

志野の里につきましては、議員おっしゃいますように、道の駅に代わる施設という

ことで、農業の振興ですとか、地域の交流、情報発信の拠点として、そういった役割が求められているところではございます。ただ、敷地や店内が狭く、滞在できる施設としては十分とは言えない状況にございます。敷地の全体が手狭であるということでもございまして、店、あるいは駐車場を含めまして、もう少し広い場所が確保できれば、滞在できる場所として集客性も高まりまして、農業の振興ですとか地域の交流、情報発信の拠点として、そういった役割も果たせるというふうに思われます。ただ、今現在でどこか適当な場所があるのかというところで申しますと、なかなかそういった場所が見当たらないというところでもございまして、引き続き、別の場所というところも検討はしてまいります。併せて今ある中で、今の施設の中で、引き続き農業の振興に取り組んでいくということにしております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

この道の駅ということで、打って出られてきたわけですけども、これを廃止することになりましたので、志野の里になってるんですけども、本当に皆さんが求められているのは、やはり新鮮な野菜、またいろいろな野菜に挑戦して持ってきていただく農家の方々、これは本当に尊敬に値するものでございます。私どももガレージセール30年以上、家でやっておりますけれども、地元の野菜を求めて来られる方、本当に多いんです。わっと来られて、ぱっと引くというような感じで、残っても1日の4時の閉まるまでにはもうなくなっているような、そういう状況です。健康志向のこの豊能町の皆さん方御存じのように、高齢化が進んでるけれども、お元気な方が多いのは、そういうことかなというふうに感

じておりますけれども、やはりこういう新鮮な野菜をしっかりと続けられるようなことを、引き続き、実現できるように頑張ってもらいたいと思います。これは皆さんから求められていることですので、期待したいと思います。その点いかがでしょうか、町長。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私が就任してから農業の振興、それから地域の振興というところで、志野の里をさらに拡大をすると、その目標に向かって、今一步一步進んでるところですけれども、まず1つ目のいわゆる場所というところが、今実はございません。423号線沿いの規制緩和も含めて、今具体的な雇用創出のところ、そういうところと複合ができればとかいうような形で考えておりますけれども、今現在、本当に候補地が今ないというところが、今現状でございます。引き続き、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

それは期待して、待ってられる時間があまりありませんので、ぜひ早くいいところを探していただいて、皆さんが求められているところを実現していただきたいと思います。

次にいきます。

教育問題についてでございます。

2小2中の計画ということで、今進められようとしておるわけですけれども、今回予算にも上げられております、義務教育学校ということでの予算でしたけれども、進捗状況についてどうなっているのか伺います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

おはようございます。

高尾議員さんの教育問題につきまして、教育長森田から御答弁申し上げます。

1点目の2小2中の計画、そして進捗状況についてでございますが、昨年8月12日に開催いただきました総合教育会議におきまして、令和8年4月に、東、西それぞれに施設一体型の義務教育学校を設置することを決定いたしました。ハード面では東地区は東能勢中学校校舎敷地、西地区は吉川中学校校舎敷地調整池を活用することから、令和3年2月末に基本設計、実施設計について、一般競争入札を行い、業者選定をいたしたところでございます。なお、小中一貫教育は、できるところから進めるといふ考えのもと、令和4年度から東能勢小学校の5年生と6年生を中学校で学べるよう、昨年10月より学校と教育委員会事務局で調整を進めておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

徐々に進められているということですが、西地域で言えば、まだ十分な説明、丁寧な説明っていうことを言われてきておりますけれども、説明が十分でないというふうに捉えております。というのは、義務教育学校っていう名称が出てきておりますけれども、それがほんならどのような中身なのかということでは、理解されていることになるんですか、西も東も。その点について地区ごとにどういうふうに説明されているのかお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

保護者、そして地域の方への説明につきましては、これまで実施をさせていただいておりますが、基本設計、そして実施設計が上がりました段階で、出来上がりました段階で、再度説明会を予定をしたいというように思います。なお、説明会で一遍に説明をするのではなく、「豊能の風」で保幼小中一貫教育だより、これを月2回発行し、保護者の方には紙媒体で子どもさんを通じてお配りをさせていただいておりますが、そういう中でも説明をしましておきます。義務教育学校、これは平成28年7月に国のほうの法令が改正されて、これまでの小学校の6年間、中学校の3年間というふうな学校がございましたが、それに加えて9年制の義務教育学校が誕生したというふうなことでございます。この詳細等につきましても、「豊能の風」でお知らせをするとともに、説明会でもお話をさせていただいておりますが、さらに具体的な取組等につきまして説明会等でも今後お話をさせていただきたい、御説明させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

「豊能の風」では丁寧にとよの広報にも掲載されて、よく分かるんですけども、その点についてはいろいろ異論はないと思うんですけども、新しいやっぱり教育に挑戦するということですので、やはり不安がいっぱい出てきます。その点について、次の少人数学級のことにはいきましても、施設は一体型ですよ、小中一体型ということで、これも初めてのケースで、全国的に見たらやっぱり1年生から9年生までの、この問題のところでは4年生がどれだけリー

ダーシップを発揮できるのかとか、そういうようなことも検証的にはまだ未知のところ、すごくその辺が心配されているということも聞いております。そういうところでの研究もされていると思いますけれども、そういうところで子どもたちが迷いのないような教育を受けられるように、ぜひ進めていっていただきたいと思いますので、大事なことです、皆さんが小学校から立派な大人になられたように、少なくとも元気でよく育ってきておられるわけですから、そういう点で間違いがあってはならないというふうに思います。その点については慎重にきちんと丁寧に保護者に説明をしていただきたいと思います。

それで、少人数学級になれば複式学級にするというようなことが、どこで決められたかいうのをちょっと伺います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

お尋ねの小中学校の複式学級につきましては、学級編制の標準として文部科学省で示されております。その内容は、小学校におきましては、隣り合う2つの学年の児童、児童数を足して16人以下になった場合、複式学級と呼んでおります。ただし、1年生と2年生の場合に限り8人以下となっております。中学校におきましては2つの学年を足して8人以下と示されております。本町の再編統合に当たりましては、統合後は将来の子どもの数を検証し、複式学級が2つ発生するような状況になれば、再度小中学校の在り方を検討する目安とすると総合教育会議で相談し、そのようにしてございまして、そのような2つ複式学級が発生した状況になりますと、関係者が集まりまして、その後の学校の在り方、これらを検討

することといたしたところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

複式学級が反対というわけではありません。複式学級で保護者の皆さんは人数が少ないから切磋琢磨できないんじゃないかとか、学力がつかないんじゃないかとか、競争力に欠け、いけないような、そういうことも考えておられると思うんです。切磋琢磨というのが、こういう統廃合で少なくなった小さい学校はなくなると、そういうふうになってるんですけども、実際はそうじゃなくて、この複式学級であってすばらしい教育ができるというのは、私いろいろ勉強してきました。その中で、その偏見や切磋琢磨論の背景には、今日の学校教育が、学力テストの横行に象徴される点数競争がある、でも世界では小さな学校、小さな学級の流れなんですよ、世界では。それをやはり豊能町も、今実現、少人数学級が実現できる、一番行き届いた教育ができるっていうことに直面してきてるというふうに言えると思います。よい環境で学ぶということは、先生が一番よく知っておられると思います。人数が少ないからしっかりした向き合った教育ができる、こういうことをもし切磋琢磨できないという保護者がたくさんおられるかどうか分かりませんが、これから何かアンケート調査もするとかいうふうにおっしゃってましたけれども、しかし理解できることであると思うんですけども、輝く学校づくりのためには、少人数学級もすばらしい学級は築けるといふふうに言われておりますので、その点はいろんな言葉がありますけども、それには左右されずに、やはりこれから学校協議会、運営協議会なども発足されましたし、その中で、十分子どもたちに本当に幸せになっていただける

教育ということが続けていただきたいと思うわけです。この点について、何かお考えがあったら。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

少人数学級、そしてたくさんの数で教育した場合、これメリット、デメリット、これは両方にあるというように思いますが、少人数学級のメリットをやはり最大限活かす、先ほど議員御指摘のきめ細かな指導ができるというところは、少人数指導の最大のこれはメリットであるというように思います。ただ、人間関係等のことがやはり固着化ということが問題視されておりますけれども、そのようなことにつきましては、できるだけ異学年交流ですとか、あるいは地域の方、価値観の違う大人の方、そして大学生や企業の方、いろんなやはり経験をする中で、社会性をやはり育てていく必要があるというようなことで、いろんなところでこの少人数学級取組が進んでおりますので、また視察等させていただく予定をしておりますので、議員の皆様方にもお声かけをさせていただきまして、御都合がございましたら御参加いただけたら、そういうようなことをみんなでやはり見ていただいて、そして豊能町の子どもたちにとってどういう教育を進めていくことが必要か、みんなでこれは考えていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

それでは十分な丁寧な検討を続けていただくように、説明もよろしく願いいたします。

次、学校選択制についてどのようになっ

ているのかお聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

続きまして、学校選択制の問題でございますが、本町で学校選択制導入の是非を検討した際、児童生徒の安全性の確保、地域とともにある学校づくりの視点、公共交通機関はバスのみで便数が少ないことなどから、児童生徒、保護者への負担なども大きいものがあると判断し、導入すべきではないと判断したところでございます。ただ、保護者説明会で一部保護者の方からの意見や要望、そして議員の皆さんからの御意見や御要望を踏まえ、令和8年度以降に東、西地区の義務教育学校に在籍予定の保護者の方へのアンケート等の実施につきましては、これを議会のほうでも御答弁させていただきましたように、実施時期、あるいはその内容等を十分検討してまいりたいと考えております。また、校区の考え方につきましても、小中学校通学区域審議会に諮り検討してまいりたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

今おっしゃったように、いろいろな問題点もやっぱりあると思います。私はこの豊能町は東西分かれておりますけれども、そういうでも2小2中ですから、そこを選択制にするということについては、やはり小中一貫教育を最も根幹とする理念が崩れるんじゃないかというふうに思いまして、施設一体型であっても、選択制というのは、格差が出てくるというようなこともいろいろ文献見たら言われております。そういうことがあってはならないと思いますので、そこは慎重に考えていただかなければならな

いと思っておりますので、すぐに選択制ができるということは私は求めておりません。そういうことを伝えておきたいと思っております。次にいきます。

暮らし・福祉・医療、新型コロナウイルス対策についてお聞きします。

さきの議会で国保診療所に、ちょっと飛ばします。飛ばして次にいきますので、よろしくお願ひします。

暮らし・福祉・医療、新型コロナウイルスの対策についてでございますが、さきの議会でも、国保診療所にて希望者によるPCR検査が受けられるようにと求めてきたのですが、それは、その後可能になっているのかどうか、お聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

前回の議会でそういう御質問いただきまして、PCR検査の可能かどうかということでございます。そのときにもお答えはさせていただいたかと思いますが、本町の国民健康保険の場合、平成26年まではプロパーのドクターがおられまして、月曜日から金曜日まで、午前、午後、診察をできてたわけなんですけれども、今はまだその状況にはなっていない、から市立池田病院や照葉の里の病院の先生方にお越しいただいてということも含めまして、なかなかその時間が取れないということもございまして、今のところ発熱等の症状、いわゆる行政検査、PCR検査は実施しておりますが、発熱の外来でお越しいただいた方、この方のみPCR検査をさせていただいてございまして、今後も任意の希望をされるPCR検査については対応については困難と考えてございます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

私も先日PCR検査しないかということでやりましたが、比較的簡単にできるものでありまして、検査は、結果は出してもらわないけないんですけれども、そのことに関して、そういう用意もできないのかなというふうに思いますが、じゃあ熱がないととにかく豊能町に関しては、熱があったら行って検査してもらって、保健所から病院を紹介していただくということは変わりはないということですね。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

今はそうすると、残念なんですけれども、いつでも検査したいときにできるような状態を、体制をつくっていただきたいということを求めておきます。

それと、新型コロナワクチンの接種のことが先日来言われておりますけれども、このことについてはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。これは求めておきますのでよろしくお願いいたします。

次、防災対策についていきます。

昨年7月大雨による土砂災害がありました。自治会のハザードマップなどでも危険箇所を何回か指摘されていますが、行政と取り組んでこういうものが作られてきたと思います。災害が起こってから復旧、工事なんかには莫大な費用がかかっているわけで

すから、パトロールや情報の地域防災計画に反映した対策を講じることが求められるんですけれども、この点はどのような今対応を続けておられるのか、お聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

おはようございます。

昨年7月にのり面が崩落した光風台6丁目緑地は、土砂災害警戒区域、特別警戒区域急斜面に指定された危険な区域でございます。地域防災計画では急傾斜地の崩壊対策として、定期的なパトロールの実施に努めることとしております。担当課の職員は大雨の後や近くに行った際に、昨年崩落した場所を含め危険区域をパトロールし目視等で点検をしております。町内には危険な区域が多くあるため、担当課職員だけでその都度全てをパトロールすることは困難でありますので、住民の皆様や業者の方からの情報提供をいただくことも不可欠であると思っております。

現在の地域防災計画には、土砂災害警戒区域等の危険箇所を掲載しておりますが、危険箇所は土砂災害防止法に基づき、大阪府が指定したところを掲載しているものでございます。法に基づかないけれども、危険な場所であると判明したところは、防災計画には掲載していなくても、当然対策を講じなければならないと考えておまして、その地域でハザードマップを作成し、地域で情報を共有いただき、地域において有事に備えた対応を考えていただくのがよいのではないかなと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

もう時間がありませんが、おっしゃると

おりでございますけれども、今職員が少なくなっている中でパトロールを常にやって、そういう危険箇所をきちっと把握するということは大変なことだと思いますけれども、その点しっかりと実施していただきまして、住民の安全・安心な生活ができるように、私が言いたいのは4丁目の部分につきましても、6丁目は一応きちっと修復されておりますけれども、4丁目はまだ中途半端にまだ置いてあるんですね。これはすぐしていただけるということを担当課のほうに確認しておりますけれども、あれが、そのままが続いておりましたら、これからまた菜種梅雨というようなこともあるわけですから、それがまたせっかく直したところが、また水を含んで災害が起こるといようなことも考えられますので、その点は早く取りかかって、やはりそういう中途半端に置いておかない、また危険な箇所が言われているところは専門家が来ていただけるというのは難しいですけれども、ちゃんと担当課のほうではそういう専門的な知識の勉強されていると思いますので、危険なところは必ず点検して対応していく、そういう立場に立ってほしいと思いますので、よろしく願います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、高尾靖子議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上勲議員を指名いたします。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

おはようございます。

議長より御指名いただきましたので一般質問をさせていただきます。

現在、世界中で新型コロナウイルス感染症撲滅のために、世界中は闘っております。まさに、第3次世界大戦の状況でございます。始まりは一昨年中国武漢と言われております。今日までに3回の日本では緊急事態宣言が出されましたが、今現在、変形のコロナウイルスが感染し始めて収まる気配はございません。そんな中で昨年の8月に国のトップである総理大臣が突然事態されまして、菅総理に代わられたのであります。その後の状態を見てみると、私にはこのことは安倍前総理の責任は重大であると思います。安倍前総理は討ち死に覚悟で国家非常事態宣言を発動しても、早い段階で今日の状態を収めなければならなかったと思います。今後、新型コロナウイルスが収まっても莫大な国の借金だけが残し、その結果、我々地方の基礎自治体に回ってくる交付金は目に見えて減額されるのは明らかであろうと思います。

そんな中で我が豊能町は、今の状態を続けていけば、近い将来、有無を言わず隣接地の自治体に吸収されてしまうであろうことは迷惑であります。そこで、私は真剣に我が町の将来をおもんばかって質問をいたしますので、検討するとか考えますとかの答弁じゃなしに、はっきり白黒答弁をよろしくお願いいたします。

まず、教育と人口増加策について。

昨年の11月会議で2小2中案に私は賛成をしました。そのときの条件として、豊能町の全地域を1つに校区にすること。そして今年度中、令和2年度中に具体的な人口増加の施策を提案することを条件といたしました。

まず教育長に、全地域一校区の件を質問させていただきますが、どういう形になったのか御答弁よろしくお願いたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

川上議員さんの、豊能町を1つの校区にすることにつきまして御答弁を申し上げます。

議員から御提案のありました小中学校の再編に当たり、町全域を1つの校区にしてはどうかという内容につきましては、教育委員会で検討を行い、小中学校通学区域審議会に諮っていきたくと考えております。

ただ、行政、教育委員会が町全域に校区を広げた場合、児童生徒の通学に関する責任や負担が生じるという課題も出てまいりますので、その辺のことにつきましては、地域の各種団体の代表として出ていただいております、学校運営協議会設立準備委員の皆さんなどの意見もいただきながら、検討を進めてまいりたいというように思っております。今、議員のほうから今年度中にとこのような御指摘、御提案ございましたすけれども、このことにつきましては、少し時間をかけて、これは検討を進めなくてはならない課題であるというように考えておりますので、そのあたりのこと、どうか御理解いただきたいというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

例えば私学では、「私学」では、例えば池田、豊中であっても、豊能町から小学校を通うとき、これその学校の責任になりますか。やはりその御家庭の責任だと思えますわ。ただそういう形にしといたら、豊能町

全地域を一校区にしても、例えば東から西へ通う、西から東へ通うは、これはやっぱりその家庭の責任としといたら、別に行政が責任を負うことは必要ないと思います。早急にできないということであっても、これやっぱり一校区にすると、そこでその一校区にした場合、令和8年でっか、実施されるのは。それまでに子どもの守る家庭が、西のほうに通うとか、東に通うとかいう判断はされますけども、恐らくそういうことではないと思いますわ一校区にしても。私はそういうふうに思いますねんけども、それはやっぱり教育長はどういう具合に考えられます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

森田教育長。

○教育長（森田雅彦君）

通学区域のことにつきましてのお尋ねでございますけれども、私学と、そしてやはり公立の場合は、違う部分がたくさんあるというふうに思っております。通学区域はこれは学校教育法施行令第5条の第2項で子どもたちが通う通学区域を教育委員会のほうが明示をなささいというようなことになっております。今もそれぞれの小学校区、あるいは中学校区で明示をさせていただいております。そして、そのいろんな条件の1つといたしまして、小学校は歩いて通える距離、一定の目安としましては4キロということが1つの目安になっております。そして中学校では6キロということが目安になっておりまして、それ以上遠いところにつきましては、公共交通機関等を通うというようなことになり、遠いところの子どもたちにつきましては、やはりスクールバスですとか、どうしても公共交通機関ない場合、あるいはそういうようなかかる経費は国が一部負担をすると、補助をす

るというような形になっております。

今回、御提案のあります全区域になった場合に、例えば西から東へ、東から西、どちらも考えられると思いますけれども、そういう通学に要する費用につきましては、あるいはその手段につきましては、行政のほうで一定これは考えていく必要があると、そしてまたその途中で起こった事故等につきましても、これはそういう校区を広げた、あるいは明示した行政の一部責任が問われるところになるというようには考えておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今、教育長おっしゃる、そういう決まりがいつ決まったか知らんけれども、私が小学校の場合、小学4年生までは高山分校いうところで習いましたけれども、5年生になれば、高山から、この東能勢小学校まで通ったんですわ、それも歩いてね。確か五、六キロあったように思いますわ。そのときにそういう法律あったんかどうか私知りませんが、そういうことも日本全国では、今4キロでっか、おっしゃったけども、それ以上のところがやっぱりあると思いまっせ。だから、豊能町も1つにして、あるかないかは1つにしたときにしか分からんけれども、恐らくないと思いますわ、家庭の責任ということになれば。だから今1小1中でやいやい今まで言うてきたけども、2小2中にして通う人はあれば通ってくれとなったら、恐らくないと思います、そういう線引きをしたら。区画を割るから、割るから、いや行きたいんやという人出てくるけど、1つにしたら行きたいんやという人は出てこないと思いまっせ。その辺考えてやってもうたらなど、私思いますんで、よろしく申し上げます。答弁結構です。

次に、今年度中に具体的な人口増加の施策を提案することであったということですが、町長は人口増加策をどのようにお考えであったか、よろしく申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

議員御指摘のとおり、11月の議会のところで人口増加策を具体的な策を示せということでもございました。人口増加策というのは、御承知のとおり本当に特効薬がないと、あらゆる範囲のところで広がり人口増加ということになりますけれども、人口増加ってというのは望めませんけれども、どれだけ緩やかにするかというのが1つのポイント、そのためには、私は豊能町に住みたくなる町、そのためには子育て環境を整えるということで、これまで取り組んできた内容は、学校を教育の付加価値を高めるということで、学校を東西に小中一貫校をつくるという形で取り組んでまいりました。この点においては学校がなくなるということで、希望ヶ丘等々ですけれども、物件がなかなか売れなかったものが、少しそのマイナスがプラスに転じてきているということで、実際に希望ヶ丘のほうの物件がないというようなことも不動産会社のほうからも伺いをしています。そうしますと、その子育てについての施策を今やっているとところでございます。

それから、あとは子育てに関する支援で、これを今現在進めておりますけども、具体的などころのものとしてお示しすることは、今現在できていないというところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

人口増加策の具体的な一番の方法は、結局お金ですわ。ですから、子どもが幼稚園、保育所行って、高校、大学を卒業して、仕事に就く、それまでの費用は、全て豊能町が持つと、所得制限はしないということをPRしたら、高い給料を得てる人でも、やっぱり所得制限なくてそれをしてくれるんやったら、ここに住みますわ。そしたら、その人の税金はこっちに入ってくるから、町民税は。それをどの辺に線引くかは別としてね、そういう考えも1つの考えやし、また別の考えでは空き家対策、この辺も、その今家が建っておれば固定資産税、土地の固定資産税は安いんでっかな、それを住宅というのは人が住んで初めて住宅ですわ。物置にしたりしたら倉庫ですわね。3年ぐらい経過して、もしその場所で人が住んでいなければ、強制的に人に貸すとか、あるいは潰すとか、そういう施策をすると、恐らくその家に人が住むか、それともその土地をどうにかするのか、そういう持つてる人は考えられると思いますわ。だから税金を高こうしたら手放すとか、そういうことも1つの方法やしね。やっぱり金にまつわることを施策としてすると、やっぱり人は動きますわ。去年でっか、10万円国民に一律にもらいましたわな、その所得制限なしに。あれもやっぱ1つの考え方や思いますわ。そういう金にまつわることをすると、みんな敏感なると思いまっせ。だからそういう施策を早いこと打ち出せば、恐らく人口も減らん、ましてや人口は増加する、今の何か横文字でテレワークでっか、会社行かんでも住んどる場所で仕事はできると、豊能町の調整区域を住める場所にしたら、そういう人も移ってくるんじゃないかと私は思いますんで、早くその施策を打ち出していきたい、あなたの任期中に。あな

たの任期中に人を増やしていただきたい、そうすれば、あなたが次の選挙も通る可能性はあると思いまっせ。よろしく頼みます。

次に、新型コロナウイルス感染が収まった後の本町の展望について。

まず残された課題として、早急に実施と立案をしていただきたい。

まず、ダイオキシン処理と施設組合の解散はいつまでに完了するのかということですが、今、ダイオキシン処理を余野地区で、この保育所跡地でされようとしてますわね、あれはできる可能性はあるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

これまでも決定した内容のところであった場合に、本町自身が最終的な責任を持つという形で、今現在そのままだも埋立てていい中間処理済みのものを最終処分場を造ると。管理ができる、それから移動のリスクも非常に少ないというところから、そして町有地であるというところで決定したところでございます。ただ、住民の皆さん、これまでも協議をさせていただいてきましたけれども、嘆願書が出てきたということでございます。ですので、今それらのことも含めて、再度検討させていただいてるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今の状況では恐らくできないと思いますわ、あそこではね。だから別のところの場所を考えないかんということなれば、町有地であるということも除外して、府の土地はどないでっか。木代の土砂崩れの跡地、土の盛つとるとこ、あそこは府の土地にな

ってまんねんな。あそこ広さはどれぐらいあるんでっか、副町長、御存じでっか、ない。あの場所を、副町長は大阪府から来られてますんで、あの場所でそういうふうには埋める場所として活用できると思います。そういう考えございませんか、町長。副町長もどないでっか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

これまでのダイオキシンというものの中間処理施設を造るところから、いろんなところが当たられてきました。そして今現在、中間処理を終えたものの仮置きも含めてたくさん場所が検討されてきたところで、その中で崩落地のところ、これは検討されてなかったというのも事実です。今回は、そのほかも含めて、今まで検討されてきた内容のものは、改めてもう一度見直しながら、そのほかの土地がないかというのも、もう一度チェックをさせていただきながら進めたいというように思います。ただ、そこに対する造成であったりとか、そういうものに対するコストも十分考えないといけませんし、周辺のリスクをしっかりと考えないといけませんので、改めて、今御提案の木代の崩落跡地、今府のところの管理、それから今まで、これからどういうふうに維持をしていくかということも、維持検討委員会の中でもずっと検討してきましたので、その中にもし入れるということになれば、もちろんその中でも検討していかないといけませんので、候補地の1つという形で、頭の中入れさせていただきながら、進めさせていただきたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

池上副町長。

答弁を求めます。

○副町長（池上成之君）

場所がどこかという問題よりも、やはり周辺の地域の方、また環境の問題、いろんな条件が整わなければできないものだと思いますので、府の土地だから処分が可能だとは思っておりません。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今、副町長が答弁された、その環境はどうの何がどうの言ったら、恐らくもうそこに未来永劫置きっぱなしなると思いますわ。それでも別によろしいでっけどね。その周りの環境、そんなもん別として、やはりここ捨て場所と決めたら、府の土地であるんで、別に周りの自治会の同意とか、そんな必要ないと思いまっせ。必要でっか、ちょっと町長、どないでっか。周りの自治会の同意が必ず必要なもんか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

必ずしも最終処分場で、今の安全なものですので、このものについて住民同意を得るということは、法律的にはないというように解釈をしておりますけれども、行政と住民というのは、やっぱり我々は住民のためにするということですので、住民の方々とちゃんと了解といいますか、共生ができる施策をしっかりと打ち出すという形が求められますので、住民の方々の御理解をいただくということは、本当に必要だというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

そうならば、先ほど言ったようにできま

せんわ。ここの保育所跡地に置いてある、今の土壌やね、それを処理すのに、この周りの何人か、何十人か人はあかん言うけども、その周りの、例えば高山、木代、切畑、そういうところ何の関心もありませんわ。特に西地区の人なんか、ダイオキシンのタの字も関心持ってませんわ。だからこの周りの何人か何十人かの人、その人は恐らく理解出来ひんと思いまっせ。だからやっぱり説明責任果たしたら、強行的にやっぱやる必要ありますわ。やってしもたら、もう後何も言いませんわ。そんな証拠に今ここに残つとる、置いとるからあかんとは言うてませんやろ。早よせえとは言うのとるか知らんけども。看板挙げられたら、余野自治会恐らく賛成できないと思いますわ。だから早急にも場所変えてやっていったら、その場所の近隣地の人は反対するかも分からんけども、それは説明責任果たしたら、強行的にやっていかんとできないと思いまっせ。だから私いつも言うてるように、あなたの任期中に処理してしまわんと、恐らく次の町長選挙のときに、その今の塩川町長が引き続いてされるんなら可能性あるけども、もし代わったら、また1から。平成4年か、平成4年から以後2期続いた町長は2人、あとは全部1期で変わってまんねん。だからこれだけ延びてきたんですわ。そのことを頭に入れて、あなたの任期中に少なくとも場所を設定し、処理をする、それ全部できなくても処理をするような形にしといたら、これは処理できると思いまっせ。その決意、町長ありまっか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おっしゃるとおり、私も就任をしたときに一番抱えていくのは、このダイオキシン

の処理。ですから、私の今任期中の中に処理をするために必死になってやらせていただいているということです。今はちょっと足踏みということですがけれども、任期中の中にしっかりと場所を決定し、進めるプログラムをしっかりとつくっていきたいと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

何か具体的に、例えば環境評価、これはどのぐらいかかるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

最終処分場を造るときってというのが、環境影響調査っていうのがあります。実際にその土地の形状とか騒音も含めて、今回余野の場所というところでいきますと、地形のほうのボーリング調査等を含めたものになりますので、大体5か月ぐらいというところを設定をしております。もし、騒音であるとか移動に伴うものであるとか、そういうものであると、そのものがもう少し広がってくるという形になります。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

私は1年はかかるいうふうに聞いてますんやけどね、環境評価全般について、例えば木代の大阪府の用地、残土処理の用地、あそこは環境評価もできてますわな、できてませんか、誰か御存じの方おられませんか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

環境影響調査というのは、目的によつてですので、あそこに最終処分場を造るといふ形の環境アセスはしていない、今の形状のものを府が管理をするというところに関しては、確認はしないとはいけませんけれども、調べさせていただきたいんですけども、環境アセスという今回の処分に関しては全くしていないという状態になります。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

ということは、今から場所を設定し、環境評価をし、設計図を作りしたら、恐らく2年ぐらひはかかると思ひませ。ぎりぎりあなたの塩川町長の任期はぎりぎりですわ。だから一刻も早くこの余野地区を諦めて、他の場所に求めるということ私は必要やと思ひますけど、それ町長どないです。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

諦めてということですけども、それらも含めて今のところ、それからそのほかのところも改めて御提案もいただきましたのでやります。ただ、今回の余野地区の場合の環境アセスから、実際の工事までというのは約13か月と見てもって、完了まで見ております。場所が変わるとそれ以上になるかも分かりませんが、2年というぐらひのところというものよりは、もっと短いということになりますので、そういう決意でもってやらさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

例えば、その府の土地の場合のことですけど、副町長は任期はいつまでですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

法律上の任期は就任から4年間となっております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

実際の任期は言われなかも分からんけども、任期中に大阪府のあの土地のダイオキシンを処理するやうな状態に、府とのつなぎ役してほしひねんけども、どないです。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

任期が終わる最後の1秒まで豊能町のために頑張りたと思ひます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

私初めに言うたやうに、具体的な、検討しますとか考えますとか、そういうことやなしに、具体的な答をよろしくお願ひしますと言った限り、副町長具体的によろしくお願ひします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

私が大阪府で経験したこと、大阪府との知り合ひ、様々なコネクションを通じて、できる調整はしていきたくと思ひております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

ダイオキシンの件はそういうことで、と

にかく早いこと切り替えてやっていただく
ということをよくお願いします。

次に、戸知山の活用法をお伺いしますけれども、先ほどの一般質問でもありましたが、道ががたがたやから、その企業が来ないとか、そういうような答弁聞きましたけれど、あれが豊能町のものになったんは平成16年やったかな、それ以後、あの道ががたがたになったんは最近ですわな。それまで、いろんな形でやっぱ企業やいろんな人が活用するという具合に来られたけれども、結局何もできてませんわね。だから道のがたがたを条件にできないというのは、これは理由にならんと思います。例えば、この前手に入れた、手に入れた言うても、買わされたんか知らんけども、柳井組のあの土地、あれ見ると、私ぱっと頭に浮かんだんわ、あの貯水池を浚渫やって、きれいな池にして、左横の土地に桜の木を植え、あるいは段々ののり面のところへ、桜と紅葉の木交互に植えてしたら、立派な場所なりませ。まず手始めにそういうこと考えられませんか。どないです、町長。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今御指摘のところは、戸知山のところに入る、裁判で和解勧告があって、手に入れたところというところなんです。それが裁判として先月ですので、今その活用についてはこれから検討していきます。

今まで戸知山を、別に道路が駄目だったからとかの理由ではありません。過去にも戸知山自身がたくさんの方々からも保養施設、スポーツセンター、それからスキー場も含めて、いろんな提案がありましたけれども、全体を活用するから、特に法律上の問題のところがあって頓挫をしたと、議会

からも御提案をいただきましたように、あの法律の中の枠内のところでやろうとして、それぞれのところと色々な形で誘致も含めてしてまいりました。そのときに、今現在出てきてるのは、あの72ヘクタールの中に保護林として残すべきところと、それから活用できるところ、これを明示をしますけど、それ結構な大きな状態ですので、今お話をいただいている、またはお話をかけてるところ、1社では非常に設備投資、いわゆる上下水道の整備であるとか、道路のもの、それからあるものを建てようとしたときに盛土をした状態で建てないといけない、宅造法も含めてということになって、まずは1つは、1つの団体だけでは本当にできないから、経常的に年間を通してというところが難しいというところが分かりましたので、これらはそれらの方々とも含めて協議をさせていただきながら、1つの年間を通じて、そして将来にわたって維持できる方法を模索をしていきたい、そのためにもスマートシティ先端なソリューションを解決する企業、それから大学研究も含めて、アイデアをいただきながら突破口を見つけていきたいというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

全体を考えて、その1つの企業とは、商社にしてもらいうのはやっぱり不可能ですよ。だからあの場所を何ぼかに区切って、手前からでもええし、奥からでもええけども、全体を1つが完成しても、次のところが利用できるという形に区切って、そして企業にこの場所はどないでつかというようなやり方をせんと、全体の活用を一遍にやろうとすれば、恐らく無理やと思います。だから、今現在そういう考えは持っておられ

るんか、あるいは今から全体の活用方法考
えんのか、じゃなしに私は、一部の部分の
がええから、順番にやっていくという考え
方でしていけば、先ほど言ったように、取
りあえず柳井組の買わされたあの土地を活
用するのは簡単なことや思いまっせ。いか
がでっか、部長、まちづくり調整監、ど
ない考えてはります。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

これまで、戸知山に行くまでのイメージ
が非常に悪かったなど、今回この役職に就
く前から感じておりました。以前に、中で
桜の木を植えてみたりとか、職員でいろ
ろなこともしてきたんですけれども、何か
あそこの中に入っていくのに、イメージの
悪さっていうのが、なかなか進まなかつた
原因なのかなと、先日も桜の木はどうな
ってるのかなと思ひまして、中入ってみま
したが、そのようなことを感じた次第です。
可能性はあると思います。ただ、可能性に
向けてしていくことはいろいろあるなと思
っております、それが何回も答弁させて
いただいております、今は道だと思います。
まず道をきれいにして、中を見ていただ
けるという状態にした上で、オープンに広
報をしていろいろな企業とか大学とか見
ていただくという、そういうことから進
めたいと思いますし、まずあそこに行
ったときに貯水池と、それからあそこ
の何やらここって思うような景観
ですね、そこについても何らかは考
えていくっていう御提案については、
ちょっと自分の思いの中に置いて
進めていきたいと、このように思
っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

池、貯水池いうんか、正確にはどう
いうか知らんけども、池と、それから池
の左側の広場、あれ大分広いです。あ
そこを活用するということは、道路な
んか全然関係おまへんねや。道路
上がってきてすることやないから。
まず、その活用をやっぱりしてい
かんことには具合悪いし、もう一つ
は、あそこまでその場所まで上
がっていく道は、あれはどういう
道の状態いうか、町道とか、
生活道とか、ただ単の道とかあ
るけども、あれはどういう指定
になってるか御存じでおまへ
んかな誰か。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員のおっしゃってる道は、府道
から入って朝川寺霊園の横通
って、戸知山まで上がっていく
道のことだと思うんですが、
途中までは町道に認定して
ます。ある部分からは認定
まだ打ってませんので、
まだ町が管理をしてる道
ということで、道路認定
を打ってないという道
という位置づけでござ
います。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今、答弁されたとおり、その道
もはっきり、その町道として
するんか、活用する方法
であれ、活用できる方法
で指定して、池のところ
までは活用できるように
やって、同時に今の荒れ
とる道は、別に来年度
補修していくという
ことやから、別にや
っぱり池と下の左側
の広場、それを活用
するということ
を早急にしてもら
ったほうが豊能町
の将来のためには
ええと思ひま
っせ。

それで次に、農村地域の整備。

高山と牧でっか、農空間整備事業
いう形

でやっておられますけど、高山と牧地区だけじゃなしに川尻、あるいは木代で、そういうところも町が指導やって、やっていかんと農村地域の全体の整備を私はできないと思いますわ。高山地域でも、地主が、今の受益者が金の負担が要らんということでやっていこうということになってんけど、そういうこと川尻も木代もやっぱり町が先導してやっていく必要があると思いますけども、いかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

農村地域の整備ということで、議員おっしゃってる補助整備でございます。おっしゃるように牧と高山で事業のほうを進めさせていただいております。高山のほうはまだこれから役員会とか大阪府とか、いろいろ調整が必要な部分ございますが、牧については一定前の全協でお示したように、今スケジュール感、具体的に示しながら進めさせていただいております。併せて議員おっしゃっておられる川尻地区ですとか、木代の全体ではございませんが、一部の地区におきましても、興味を持っていただいております、この制度につきまして。いろいろ中でも検討はいただいていると思うんですが、ただ具体的に高山とか牧という地域のところまでの、地域の意思形成の醸成っていうんですか、そこまでの高まりがまだ至っていないというところがございます。今、私どものほうの大阪府営事業として牧地区について取り組んでおりまして、牧地区で一定目に見える形でこれから動いてまいりますし、一定の成果が出てまいりましたら、よりそういうほかにこれから考えていただいている地域においても、より一層そういう何とかせなあかんというそういう機運が

高まってくるのではないかと考えております。また、そういった機運の高まりについては、私どものほうも当然議員おっしゃるよう支援をしていくというところで、農村地域の整備については進めていきたいというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

その地元の機運の高まりじゃなしに、行政が地元の機運の高まりをするように持っていくように、やっぱり行政がする必要あると思います。その辺はよろしく願います。

次に、役場周辺の整備について。

この建物と中央公民館は耐震構造になってませんわね。なってないはずですよ、ここはね。これもやっぱり耐震構造に持っていくのか、中央公民館も含めて。それとも全体に整備、この地域を含めて整備するのか、考える必要あると思いまっせ。この件に関して町長はこのまま放っとくのか、どういう具合に、ここ、この場所を考えておられるか、ちょっと考えがあればお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

まず、ここの本館のところというのは、今まで耐震補強できてなかった。それはいろんな事情があると思います。中央公民館に関しては一部のところをやってる、ただ残ってるところがあるというような状態の、今建物がここに残ってる。でも私自身は、やはりこの東地区の中での余野地区というのは、やっぱり中核ハブでないといけませんし、学校もあり、それから周辺のこの国道沿いも含めた状態で可能性がある。そ

この部分はしっかりとやっていくということで、ただ今現在の建物自身をどういうふうに利用するかは公共施設に関しては、今準備をしておりますけれども、公共施設再編計画の中で、学校の跡地の利活用も含めた状態で、町民の方々、それから特に地域の方々を巻き込んだ状態で、その地域、その地域というような形で進めないといけませんので、そういう形で進めていきたいと思っております。財政面も含めた状態で公共施設再編検討委員会のところでの答申をいただきながら、地域とともにあるまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

町長のお答え、抽象的な答えが多いんですよ。具体的にこの場所をどういう具合にするか、それはこの場所を中学校も含めて、中央公民館、役場、診療所、今のダイオキシンと言われる土が保管してある場所も含めて、今後どういう具合にするかということぐらいできると思いまっせ。それも早急にやっぱりやっていただきたいと思えますわ。

次に、毎回言うてる火葬場の件。

これ恐らく、もしもコロナが豊能町全体に流行ってきて、流行る言うたら語弊あるけど、亡くなられた方が、複数、4人、5人なってきたとき、豊能町ではこれできないわけですよ。ほかのところに頼まなあかん、そのときを見越して、やっぱり今から火葬場も、いつも言うてるように計画立てて造っていく、これ必要やと思えますけれども、今までどういうどこの場所か知らん、どういう検討、検討言うたらあかん俺が言うたあかん、ごめんなさい、私が言うたいかん、どういう具合な具体的にされたんか、答弁よろしくお願ひします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

1年間検討させていただくということでお約束させていただきまして、近隣市町と確認しました。災害時については、大阪府の計画がありますので、それで対応いただけるかなというふうに思っています。町単独では難しいということは前から申し上げておりましたとおりで、公益で何かの協定等の締結ができないかということは、引き続き検討して模索していきたいというふうに思っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今差し当たって、池田市や豊中市や箕面市当たっても、考えてないという答えがあると思いますわ。しかし10年20年先のことを豊能町はこういう具合に考えてるんやということ言えば、乗ってこられる可能性は十分あると思いまっせ。豊能町は、今単独で火葬場は恐らくできひんと思えますんで、そういうことも含めてやっぱり公益的な火葬場を造ると、東南海地震が30年以内に起こる可能性が十分あるという想定の下で災害ごみも含めて、その場所を求めて豊能町が先導切ってやっていくということ、私必要やと思えますんで、そのことも提案とききます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、川上勲議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長 (永谷幸弘君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、秋元美智子議員を指名いたします。

秋元美智子議員。

○9番 (秋元美智子君)

秋元です。

議長の御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、昨日に続いての一般質問でさぞかしお疲れのことと存じますが、どうぞ簡単な明瞭な答弁のほどよろしく願いいたします。

では通告に従って、順次質問をさせていただきます。

現在、地域子育て支援センター、すきっぷですけれども、そこでの子ども一時預かり事業は、1つに保護者の傷病、災害、事故、出産、冠婚葬祭。2つに育児に伴う心理的、もしくは肉体的負担を軽減するため。3つに保護者の労働、職業訓練及び就労と、大きく3つの利用条件からなっております。昨年7月からはコロナ感染拡大の防止の観点から、利用要件を保護者の就労、通院に限定されとります。また、教育委員会では同じくコロナ感染拡大防止の点から、学校行事への保護者の参加人数を制限されているところがございます。こうした中、昨年の秋、小学校の運動会が開催され、幼児同伴が保護者の参加は認められず、すきっぷでの子ども一時預かりがまた適用外とのことで、急遽そのすきっぷのほうからファミリーサポーターの方々に連絡が入り、その日たまたま体の空いていたサポーターの方の1人が、その子どもさんを自宅でお預かりさせていただきました。お尋ねしたいんですが、幼児同伴の学校行事の参加を認めないとした場合に、このような幼児を預か

ってもらえる方がいない保護者もいるのではないかという、そういったお考えは当時ありましたでしょうか。お願いいたします。

○議長 (永谷幸弘君)

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長 (八木一史君)

お答えさせていただきます。

当時、そのような考えがあったかということなんですけれども、子ども・子育てプランにおきましては、そういう行事の場合、子どもを預けるところがないと、預けることができるという方は本町の場合90%を超えております。しかし、若干、預けるところがないという方もおられるのは事実でございます。今回ですけれども、コロナ禍におきまして、学校に連れてくるのが危ないということで、何とか保護者の皆さん御協力、御理解いただいた上で、学校のほうから通知出しまして、何とか御理解、御協力いただいて、自分たちで何とかそういう方を、子どもたちを預かっていただくということをしていただくということでお願いしたいというふうに考えておった次第でございます。

○議長 (永谷幸弘君)

秋元美智子議員。

○9番 (秋元美智子君)

周り見渡してみても、代々住んでる方々の西では少ないです。この日は運動会ですから、学校に子どもさんも行ってる方たちは、行ける方は全部行ってます。預かっていただける方っていうのはそうそう簡単に見つからない。その現状をまずよく理解していただきたいです。そういった中での子育て支援をどうしていくかというのが今回の質問なんですけれども、この件につきましては、子どもさんをお預かりしたファミリーサポーターの方、ファミサポの方か

ら幼児同伴の学校行事が認められないときは、すきっぷでの子ども一時預かりを利用できるように、その利用条件を見直してほしいとの要望書が教育委員会に出されています。この1月5日付で、そのファミリーサポートの方に届いた回答書には、現時点での見直しは困難だが、学校園所とも協議・調整をしていきますとしています。コロナ禍の続く中、間近に入学式、その前に卒業式がありますけれども、迫っておりますので、その後、学校園所と協議・調整を重ねてきたと思いますので、どのようになったのか、どうされていこうとしているのか、その結果をまずお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

所園学校との調整でございますけれども、今週ありました所園長会議、校長会等におきまして、対策は何かできないものかというふうには伝えております。所園学校におきましては、ある程度を認めてしまうと、それがとどめもなく認めてしまわなくてはいけなくなるということも聞いております。しかし、今後行事のケースによって、検討していくということになっておるといところで、なかなか一度緩めると、今、結論的に言いますと、学校においてはこれまでコロナ禍におきまして、保護者の皆さんの御理解、御協力によって、全て今のところそれほど問題もなく事業を実施しているところでございます。実際、これまでどうやったかということをお聞きすると、ある所園におきまして、1件子どもの預かりについて相談があったと、その方についてはファミリーサポートセンターを紹介しまして御利用されたということは聞いております。今後は学校所園につきましても、できると

ころはやっていくということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

共通認識として、これまでに2件ほどファミサポのお世話になったということですね。

今、一遍認めるととどめなく際限なく、まさにわんさか押しかけるような証言をされてるんですけども、私が申し上げたいのはあくまでも下の子です。もう想像つくと思います。学校へ行ってない子どもさん、幼児です。そういった方たちもわんさか来るほど、この町おられますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

子どもたちの出生数のことなんですけれども、就学前の児童もたくさん、まだたくさんと言いますかおられるのは事実でございます。

範囲を広げることなんですけれども、範囲を広げるとたくさんの方の利用を考えられます。いつも一緒にない子どもたちをすきっぷに集めて預かるということは、新型コロナウイルス感染症の対策にはなかなかふさわしくというふうに考えております。家庭においてこれまで努力していただいておりますので、引き続き御協力いただきたいというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

大多数の親は、私もそうなんですけれども、子どもを預けてよりも、やっぱり一緒に行こうと、まして人に預けることに対しては、やっぱりちゅうちょするものがあるんです。それでもやっぱりというケースのことを考

えていただきたいなど、今現状はそうやって多くの人たちは保護者努力してるわけですが、しかもこれは親の都合っていうことよりも、町の方針の都合っていうのかな、そこがあるので、私自身もやっぱりそういう場合、この先何らかの社会的非常事態っていうのは起こらないとも限らない。今、コロナ感染心配されたように、制限しなくちゃいけないことも出てくると思うんです。ただそのときにやっぱり協力お願いしますではなくて、そういうときのためにどうしたらいいかという、要するに非常事態に備えて、そういった考えからすると、私はやっぱりすきっぷでの適用条件の見直しているのは必要だと思っています。これがなぜ現段階で見直すことができないのか、まずその理由を、再度のお尋ねになるかもしれないけどよろしくお願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

今回の件につきましては、教育委員会、学校のほうが制限したので、それを何とか対応できないかというふうな御質問やと思っております。コロナ禍による対応というのがまず一番のこととして、これは先ほど言うてますけども、保護者の方にも御理解、御協力をお願いしたいということしか言えないんですけども、すきっぷにつきましては、あくまで疾病などの緊急対策として運営を考えております。各保護者については工夫をして対応していただいております。ただ、対応が難しい場合につきましては、ファミリーサポーターというシステムがございまして、そこでは基本午前8時から午後8時まで、生後57日目の方から小学校6年生までを預かっておりますので、その教育委員会で作っております、そう

いうシステムを利用していただきたいというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

私の質問をあくまで疾病だとおっしゃってましたけども今お答えで。なぜそうなんですかと、それは十分分かった上で、なぜ現時点で見直しが無理なんですかということなんです。例えば、すきっぷでの職員の人数が足りないとか、スペースが無理があるとか、そういうお答えをちょっと期待してたんで、現状こうなってるから駄目ですよはちょっとそれお答えにならないので、再度お願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

預かり保育につきましては、1回当たり大体3名までの利用を考えております。これは緊急時ということで、3名を確保することですので、行事等でそれを子どもの入設を認めますと増えていく可能性もありますので、その辺考えまして、教育委員会のほうでは判断しております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

分かりました。1回当たり3名で、何人の方でそのお子さんを見てらっしゃるのってということと、その3名の枠を広げてく、あくまでも緊急事態ですよ、いつものべつ幕なしという話してるんじゃないです。社会的緊急事態のときの話をしてますので、そこをよろしくお願ひいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

職員ですけども、子どもさん1人に対して、基本1人の保育士といえますか支援の方がつくことになっております。

緊急事態の件につきましては、今のところファミリーサポートセンターの利用ということでお願いしたいということしか言えないのが実情でございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

今、何とか事象おっしゃってたのよう、すきっぷでは子ども一時預かりのほかに、とよのファミリーサポート事業に取り組んでますよね。子ども一時預かり事業のほうは、すきっぷの施設内の中で子どもさんを預かります。どうもお一人につきお一人の要するに大人はつくということで、ファミリーサポート事業のほうは、住民サポーターの方が、自宅で子どもを預かる会員制の住民総合援助活動となっております。お尋ねしたいのは、ファミリーサポート事業も、子ども一時預かり事業、要するにすきっぷも、同じく保護者の病気や就労に対応されてます。この場合、お願いしたいって来たときに、その振り分けはどういうふうになってるんですか。まず、すきっぷ内での預かりが優先的になるのか、そうじゃなくて、会員さんだったらサポーターのほうをまず紹介されるのかお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

すきっぷとファミリーサポートセンターの違いなんですけども、これにつきましては、預ける方のニーズによって変わってくるということになります。まず、すきっぷでの一時預かりについては、午前9時から

午後5時までで、1回の利用時間は基本4時間までとなっております。対象児童は生後57日目から就学前までの未就学児童でございます。一方、ファミリーサポート事業については、基本午前8時から午後8時まで、同じく生後57日目からですけども、小学校6年生までの方を預かれるということですので、子どもさんの年齢や預かる時間等によって、すきっぷのほうもどちらがいいか保護者にアドバイスしたり、保護者も選ばれるということになります。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

恐らくこれは職員の方の労働条件とかそういう形でなってるんでしょうと思います。例えば、私もそうなんですけど、保育園預けてなおかつその時間外るときは別なところ願っている時期ありましたけど、だからそういう形で済んでると思うんですけども、病気やそういった就労に関しても、まず、会員さんの会員の方の場合は、会員の要望が先だってことですね。それは、確認いたしました。

その会員なんですけど、サポーターの会員なんですけども、これは子どもの援助を求める、これを依頼会員と呼んでますね。自宅で子どもを預かる援助会員、依頼も援助もする両方会員と3つの区分に分かれていますようにも、昨年9月現在、私の調べたところ、この援助依頼会員が54名、援助会員が10名、両方会員が11名でした。合計64名の総合援助関係なってるんですけど、そのそれぞれの会員数に変動があったかどうかお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

現在ですけれども、援助会員10名、変わっておりません。依頼会員43名、両方会員は変わらず11名でございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

援助会員、特に私は気になる援助会員なんですけれども、自分の子育てが終わったから、じゃあ何かしら子育て支援しましょうというお気持ちの方だと思いますので、その方たちの、今おっしゃったのは10名かな、何歳から何歳ぐらいまで、平均年齢も教えていただけるようでしたらお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

援助会員10名についてですが、一番若い方で50歳、一番上の方で70歳で、平均年齢は61.6歳ということになっております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

このサポート事業のほうは、この援助会員の方がいてこそ成り立つ事業ですね。現在その援助会員は10名で平均年齢61.6歳、しかもこの方たちっていうのは、病気はすきっぷでの一時預かりと違って、病気や就労だけじゃなくて、保育園の開始前、就労後、その送り迎え、留守家庭児童育成室の後の預かりですとか、しかも日曜、休日、さらには買物、習い事、兄弟の学校関係の預かりまで、実に幅広く対応してくださってますね。それを考えたとき、もう一つは豊能町の高齢化率はもう46%を超えます。人口の半分は65歳以上となっていて、さらに2025問題来てますね、そろそろ。考

えたときに、このとよのファミリーサポート事業を維持するっていうことができるかどうか、この先ですね、子育て支援として大きな時期を迎えているような気はするんです。これにつきまして教育委員会の中で、教育委員会の見解、これに一体どういうふうに対応しよかっていうふうな、そういったお話などされてるんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

今後のファミリーサポートセンターということなんですけれども、令和2年度におきましては利用回数は少なかったんですけども、令和元年度におきましては、ファミサポ42名ぐらい利用されておりました。年齢が高いということなんですけれども、まだまだ皆さんお元気でございます。

それで今後ですけれども、この援助会員を増やしていくということも必要だと考えておりますので、そういう協力していただける方を、また登録を推選していきたいというふうにご検討いただいております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

これから増やしていきたい、協力者を求めていきたいということなんですけど、現段階でこのサポーター同士の交流会というのは、教育委員会主催で、そういったネットワークづくりみたいなのはされてるんでしょうか。それともばらばらになってるのか、ちょっとそのあたりを教えていただけたらありがたいんですが。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

ファミリーサポート事業を当初立ち上げたとき、私、要綱等作った覚えがあるんですけども、そのときの記憶では、ファミリーサポート会員同士の交流、勉強会というのが決めてたようには記憶しております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

町のファミリーサポートに対する期待、依頼度はかなりだと思います。けども、やっぱりこのところをしっかりとやっていかなくてはいけないんですけども、同時に、やはり私は町のすきっぷの中での一時預かり、これもどのようにして拡大し、そして広げていくか、やっぱり住民の相互協力のところにおんぶにだっこではまずいと思うんですよ、本当に社会的非常事態が起きたときに。そういうことも考えたときに、しかも2小2中打ち出して、地域とともにある学校づくり、あるいは学校を核にしたまちづくりを目指すならば、その土台となる子育て支援をどのようにしていくか、どのように充実させていくか、併せて考えていく必要があると思うんです。ですから今申し上げてきたことっていうのは、すきっぷでの預かりの利用範囲の見直しですとか、それからファミリーサポーターの方増やしていくための、ファミリーサポーター同士の仲間づくりですとか、ぜひそういったところに力を入れていただきたいんです。そういったことから考えますと。現時点での見直しは無理だなと先送りをしないで、ぜひ早急に検討していただきたいと思っておりますけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

子育て支援の充実に向けてということな

んですけども、町長の所信証明にありましたように、すきっぷと母子保健分野を場所も統合して、一括してみんなで子どもたちを見ていこうというふうな取組もしております。

今後につきましては、町の子育て施策の充実に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

では次の質問、シルバー人材センターについて入らせていただきます。

シルバー人材センターは、もう多分何度も申し上げていると思います。高年齢者等の雇用の安定に関する法律に基づいて、定年退職者等に対する就業の機会の確保のため、必要な処置を講じるよう努めることが国及び自治体の責務として位置づけられています。

さっきも言いましたけど、このことですが、町は十分認識されていると思いますがいかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員のおっしゃっていただいている高齢者等の雇用の関係等に関する法律につきましては、議員のほうから昨年12月議会でもこの件について御質問をいただきました。国及び地方公共団体に対し、臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に、就業の機会の確保のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

こういった努力義務が規定されておまして、我々はこの法律に基づきましてこの法律の趣旨に沿って、シルバー人材センタ

一とは関わりを持っているというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

趣旨にのっとって運営して下さると思っておりますが、さきの12月議会でシルバー人材センターの設立当初から、どうやら町、社協、シルバーの間で5年を向かった段階で、その理事会から町職員が理事としていっていた。その流れをもうストップするような話になっていたとの説明があったんです。これをシルバーに確認したら、いやそんなことは聞いてないと、そのときも申し上げました。

私は、今言ったような国と町に責務があるならば、やはり町の職員がこれまでどおり理事として理事会に入って、そしてシルバーの動き、取組をやっぱり監視するとは言いません、理解する、町の今の段階ですと理解するという言葉がふさわしいかもしれませんが、いずれにしてもそういうふうにして理事を送るべきだと思っておりますがいかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

職員が理事会に入ってということで、これも12月議会で前回御質問いただいた件でございます。その経緯、今ここに至るまでの考え方等々については、その際にも御説明をさしあげたと思います。

平成26年4月に法人化されたときの考え方に基づいて、今、令和元年度以降は町職員の理事は引き上げることになったところがございます。町といたしましては法人として自立、独立した運営を行っていくということが法人としての目指すべ

き方向性であるということから、そういった人的な支援は取りやめたものでございます。今のところも、法人格を取得した際のそういった考え方に沿いまして、引き続きそういう自立、独立した運営が図れるような支援を行っていききたいというところでございます。

職員が理事として運営に関わるということを引き上げたこと、関与がなくなるということに伴いまして、それに代わる措置といたしまして、年2回補助金に関する調査を行いまして、運営状況、経営の改善方法等々について調査もさせていただいて、必要な支援に努めさせていただいております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

これは、今ここで時間がないのでこれ以上言いません。ただ、その責務につきまして質問させていただきます。

同じ12月議会で、亡くなられた長澤議員のほうからシルバー人材センターは事務手数料が15%、剪定、草刈りを依頼した場合さらに材料費14%を加算しており、利用された方から料金が高いとの声が出ているとの問題提起がありました。なぜシルバー人材センターがそのような料金設定をされているのか、これは調査されましたでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

調査といたしますか事務手数料につきましては、議員おっしゃっていますように平成27年か平成28年頃から配分金額の15%ということになりました。事務手数料については、これは全国的にも8%から2

0%程度ということではらつきがございません。

豊能町の場合は、豊能町のシルバー人材センターについては15%を事務手数料として取っているというところがございます。どういう背景があってどういう分析をしているのかということがございますが、例えば、これは令和元年度の事務手数料で申し上げますと700万円ほどございました。実際にその事業活動における収支がどうなっておったのかというと、110万円程度の黒字でございます。事務手数料がそのうちの700万円ということがございます、これは、例えば今15%取った上で700万円です。それで110万円の黒字ということがございますので、これを引き下げると、10%にしたらどうなるのかというと当然事務費の収入が減ってきますので、赤字になるということになってまいります。その赤字を取りあえず解消する、運営していく上でどうするのかということで、シルバー人材センターの独自財源として事務手数料があるということがございますので、そこでその赤字を埋められているというんですか、そこで収支を合わせておられるということで今考えております。

運営が厳しいということではございましたら、支出を減らすあるいは収入を増やすということで財源の確保について御検討いただいているということになってまいりました。先ほども申し上げましたようなセンターの独自財源でございますので、そういう事務手数料のほうを見直すということでは考えておられるのではないかとこのように思います。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

例えば、シルバー人材センターで1時間1、

000円の仕事を依頼した場合、シルバーのほうには事務手数料が150円、それプラス140円、290円が入ります。ここからシルバーのほうはこの中からシルバーの方、働いている方の就業促進のために、仕事がしやすくするためにトラックやセンター車、パソコンのリース代ですとか広告宣伝費などを支払っていますね。支払っています、調べられたからそう分かってらっしゃると思いますけど、ところが本来この経費というのは、サポート事業費として国の補助金があてがわれることになってい

ます。お尋ねしますけれども、国からシルバー人材センターが下りてくるはずの補助金、つまり国と町の責務がなぜシルバー人材センターに入ってこないのか、町はその原因なり要因なりをどのように考えてらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

シルバー人材センターに対する町の補助ということではございますが、これにつきましては、おっしゃっているように高齢者活用現役世代雇用サポート事業というものがございます。我々が今補助しておりますのは、運営費に関するものということで補助はさせていただいているところでございます。それとは別に、今申し上げたような制度があるということではございまして、そういう制度があって、それに基づいて町の補助あるいは国の補助があるということは承知しております。その中で、これまで運営費に関するものについて補助を行ってきたところでございまして、昨年度国の交付限度額まで引き上げ、また貸付金の制度も設けてシルバー人材センターの支援に努めて

きたところでございます。

サポート事業がどういったものかといいますと、人手不足の分野あるいは現役世代を支える分野で高齢者に就業する機会を提供するというところに、シルバー人材センターとして事業を人を派遣するとか、そういったことをやっていく、そういった取組について恐らく対象になってくるものだというふうに思っております。

ただ、12月議会で議員に御指摘いただきましたので、実際にシルバー人材センターとして対象となる事業にどの程度取り組まれているのか、取り組んでおるとおっしゃってられると思いますけども、そういったことも1つ見極める必要がある、それとやはり先ほど申し上げましたように、その事務手数料を15%にしている、何でそういうことになっているのかというところで私もちょっと触れましたが、支出の削減あるいは収入の確保ということで収支を合わせていくというところでございますが、シルバー人材センターっていうのは基本的に補助金で成り立っているとおっしゃいますが、やはり法人として自立して運営していくっていうのが基本的なベースで、その上で確かに補助するという制度があるわけでございますが、そのサポート事業費についてどこまで我々が支援をしていく必要があるのかということにつきましては、さらにシルバー人材センターの実際の支出の状況、またはその対象事業のどういうものに取り組んでおられるかということ、それとその前提になります町の財政状況、こういったもの全て含めまして、検討していく必要があるのではないかというふうに今のところ考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

それならば、ぜひ大阪府シルバー人材センター、大阪府シルバーです。そこに行ってお聞きになっていただきたい。豊能町もかなり有名ですよ。もう御存じないかもしれない。

ここにありますがけれども、普通は国はさっき言っていた国と自治体の責任の下に成り立っているっていうわけです。国は各全国のシルバー人材センターの各都道府県からその活動内容が上がってきて、じゃあここには幾ら幾らという細かい計算を出して2分の1を出しましょうと、自治体もお願いしますと、そういう仕組みになっています。ですから補助金ですから、入ってきたお金はどう使われたか、これもまた細かい細かい細かい計算の上に報告書を出しています。それをチェックしているのが大阪府シルバー人材センターです。町が多分考えているより、そこに行ったほうが早く分かると思います。

なおかつ、よその自治体を見れば当然運営費で2分の1、サポート費の2分の1、さらにこれはもう各自治体独自の法人費です。こういったものを出して運営しています。それはなぜか。あくまでも高齢者のためという言い方も変なんですけど、私自身はさっきの7年前、ここの議会の場に身を置いていないときに、シルバー人材センターのほうを通して、趣味ですから草引きですとかお家の片づけとかそういったものをさせていただきました。そのとき思ったんです。本当にこの町は高齢化しています。人の手を欲しがっています。草引きもやれ膝が悪いとか体が動かないとか、若い方もアレルギーがあるとかそういった方々のお家へ何回も行きました。そのときにやっぱり出てくるのは、その当時は事務費、手数料は確か10%だったと思いますが、もうちょっとやっぱりなぜこんなになってん

だろうという思いでした。それで、調べさせていただきました。それで今に至ったのがいろいろ調べた結果、国と府は半々ずつ、半分ずつその運営費を持つというところは全然豊能町は動いていないということです。

例えば、昨年12月の国の第3次補正予算において、シルバー人材センター事業に係る新型コロナウイルス感染の取組の強化と業務継続体制の強化という長い長いに係る予算が国に計上されています。そこで、これをまた使おうと思えば、これは一律25万円、全国のシルバー人材センターで使ってもらいましょうという予算なんですけど、同じくやっぱりこの25万円を必要とするならば自分の自治体から25万円出してくださいねという条件になっているんです。これに対して豊能町、どう対応されましたか。しかも、これコロナですよ。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員おっしゃっておられるのは、国の第3次補正予算について、シルバー人材センター事業に係る新型コロナウイルス対策に要する経費の補填、補助ということだと思います。

国におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策あるいは経済回復に向けた取組などを加速するための経費を盛り込んだ令和2年度第3次補正予算が、1月28日の参議院本会議で可決、成立いたしました。国の予算につきましては、具体的には新型コロナウイルス感染症予防策の強化を図る観点から、感染の予防に係る取組をセンターで実施する場合に、議員おっしゃられるように一団体当たり25万円を上限に配分するというようになっておりま

す。

町におきましては、これにどう対応していくのかということでございますが、国の補正予算の成立を受けまして、来年度に改めて新型コロナウイルス感染症対策事業に係る予算について町全体で検討していくということになっております。今回の、今議員がおっしゃられる25万円の取扱いにつきましても、その事業の1つとしてその中身を精査させていただいて、予算措置について検討していくということにさせていただきます。

ちなみに、府内の法人格のある町に確認はしたんですが、これまで予算措置をしている町はないということでこちらのほうでは確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

時間がないので、非常に早口になってちょっとお聞き苦しいかと思いますが、この件につきましては1月7日付で、シルバーの大原理事長が直接町に持ってこられたと思います。しかも、これはどうするかというその判断っていうのは、大阪府シルバー人材センターのほうに返すことになって、その締切りが1月の20日でした。

今、部長おっしゃいましたけど、私は大阪府シルバーに聞いたところ、この予算を上げてこなかったのは豊能町だけだと聞いています。これは、どっちが本当かうそかっていうのはまた別の問題として、今言ったように常に国は自治体に、地元の自治体にその2分の1を出してを前提に補助金を組んでいます。その補助金の使い方は本当に厳しく決められています。それを厳しくチェックするのが大阪府シルバー人材センターです。企業努力とかおっしゃってまし

たけど、もともとはやっぱり利益を得ているというあれじゃなくて、高齢化社会に向けた、高齢化だけですけど、もともとがやっぱりそういうふうな高齢者の生き方、今で言うたら一億総活躍時代なんでしょうけど、そういう人も絡んでくる国の施策です。ですから、やっぱり町としてはもうちょっと真剣に、ぜひ大阪府シルバー人材センターに足を運んでいただいて、今後について検討していただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、次に入らせていただきます。

柳井組との和解についてです。この2月9日、柳井組との和解案が提案されました。この裁判なんですけど、柳井組の落とした際の搬入排出によって、道路や沈砂池などが非常に大きな被害を受けたということで、町が約5,700万円の損害賠償を求めた結果、和解が出てきてまして、なおも結果、私を含め何人かのたしか4人だったと思いますが、反対させていただきましたが柳井組が所有する土地を500万円で購入することになりましたね。

いきなり出してくる、先ほど理事者の方たちが検討しますっていう言葉を聞くたびに、議会にはこういった検討の場も僅かでした、当日でしたから。これはやっぱり決断しなくちゃいけないという中で、やはり私自身は疑問が残っています。その当日も質問させていただいてるんですけども、平成21年1月26日で、柳井組より法定外公共物、それは水路なんですけど占有許可証が出ているはずなんです。この許可証によると、水路を仮に破壊したとしても平成24年1月12日までに復旧することになっています。現在この水路はどうなっていますか。ちゃんとあるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

柳井組とその下に土地を持っていらっしゃる方がいらっしゃるんですが、そのその辺りにある水路でございます。柳井組が目に見える形で造った、破壊した水路、それと我々が管理しております法定外公共物の水路、この2つが実はございまして、我々柳井組から占有許可を出しておりますのは、当然その法定外公共物の水路でございます。議員おっしゃるように占有許可が平成24年1月12日で終了いたしましたので、それについて復旧するよとということと申してきたところでございます。

ただ、その間柳井組の隣接地の所有者が、柳井組を被告といたしまして所有権の確認等の請求事件というのを起こされました。それによりまして、一定その協議が我々のほうと進みにくい状況になった。一旦その所有権の確認等の請求事件につきましては、平成28年に判決がございまして確定はしました。改めてというふうに思っておったところ、また我々のほうが今度逆に、柳井組をまた被告として損害賠償請求事件を提起しました。その間、また協議が進まなかったということとございまして……

（発言する者あり）

○都市建設部長（高木 仁君）

今のところ、まだその水路の復旧の問題に関しては、先ほど申し上げましたような当時の考え方、所有権の確認等の請求事件の判決の内容、また今回の和解の内容を踏まえながら対応するということにしております。慎重に判断していきたいというふうに思っております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

今部長が触れた裁判、近隣の方との土地

との境界線争い、ここにその資料がありません。この方は勝ったときに水路も戻ってなければ柳井組に自分の土地に放り込まれた岩、そういったのを放置されたままです。今、その岩なんかどうなってますか。今回この和解を成立するに当たって、当然現地に運ばれていると思いますが、すぐ隣の土地ですので岩などはもうすっかり片づいておりましたでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

議員の御指摘いただいている岩でございますが、確かに現地でございます。ただ、その岩がもともとどこにあったのか、それが柳井組の行為によって行われたものなのか、放置したものなのかというその原因についてはちょっと分からない部分がございます。現時点では、その隣接地の所有者の方から岩の件でこちらに何か求められているというものでもございません。

ただ今回の和解では、柳井組とはあくまで本件に関し債権債務がないということは確認しております。議員が御指摘いただいております隣地の問題については別の問題として捉えることになるということでございまして、町が柳井の土地を取得したからといって直ちにその岩を移動するという責任まで負うものやということではございません。ただ、隣接地に石が放置されているということについては、基本的には隣接地の所有者と柳井組との間で解決される問題であるというふうに考えておまして、柳井組が放置したものであるということになれば、その責任は柳井にあるというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

隣地裁判を争った方は、豊能町の占用許可水路を取った後に自分の土地にそれまではただで貸していたけども、その水路を壊してどんどこんどこ岩を持ってきて、挙げ句の果てに柳井さんのほうがこの隣地まで俺の土地だと言い出して、裁判です。

ちょうどそのときに、今ここにいらっしゃる方は違うかと思えますけれども、現地に足を運ばなかったかどうか、非常に不安だし私は何を心配しているかという、やっぱり壊された水路、これも町持ち、お隣の方の土地に放り込まれた岩石、これも町が撤去しなくちゃいけない、そこで新たな費用が発生する、そういったことを恐れているからです。そういった上で答弁願ったんですけども、もうこれはまた別途違う場所で、時間があたらさせていただきます。

もう一遍、一点だけ確認させてください。土地の購入で実測には1,700万円なんですけど、これ説明のときは実測で柳井組の所有地が1万7,700平方メートル、上東さんの土地が1万2,000平方メートルで合わせて3万平方メートルで計算の根拠みたいなことをちょっとお話しされていたような気がするんですが、これだけがそうかどうか、もし間違っていたら説明は結構です。そうかどうかだけでお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

面積については、おおよそ議員のおっしゃっているとおりで結構かと思えます。それに地価公示価格を掛けたものより下回っている金額として、1,700万円という提示がございました。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

確認します。このとき山林価格660円で計算していますが、上東さんの土地もこの価格で計算したってことですね。まあいいです。寄附でありながらそういう計算に入るのかがちょっと疑問になっただけです、これは結構です。

戸知山のほうにいきます。戸知山に不法投棄の前触れっていうのかな、そういったことがありました。警察沙汰になっています。調べたところ合い鍵を持ってきてた、町の知らない業者が。戸知山整備というのは年一体幾らで委託しているのか、そしてその鍵の管理がどうなっているのかお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

草刈り等に係る経費を年間約300万円で、入札により町内業者に委託をしております。鍵の管理に関しましては総務部行財政課で行っておりまして、戸知山内の作業をする際には、町に無断で鍵の複製をしない旨の条件を附した鍵借用書を提出していただいて、落札業者に対して鍵を貸与しております。以上の条件により、鍵を貸し出し当該業者から鍵の複製をする旨の届出がありませんでしたので鍵の複製は行われていないと考えていますが、鍵が出回っているという御指摘ですけれども、その数については把握はしておりません。

なお、今回の事案を受けまして鍵は既に取替えをしております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

合い鍵が出回っているといううわさがある

けど確認してないってこと、現にそれを持ってきたんでしょう、全く町に関係ない業者が。そしたら1個だけじゃなくて2つ3つつくられて、下手したらあそこで不法投棄があるんじゃないかって、この1月の事件のときに考えられませんでしたか。お尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

私個人としては、そこまでの想像は及んでおりませんでした。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

日々職員の方々はお忙しい中で毎回あそこに足を運んで、そして見回ったりなんかするの大変だと思います。だけど、やっぱり幾ら約束事を交わしても合い鍵をつくってそれを回したりということは起きる可能性は十分にあります。

今、これで新しい鍵をつくられているようですけども、そういったやっぱり今の文明の力というのか防犯カメラなど設置して、やはりきちっともう自分たちの手で無理なのはそういった装置を使ってでもやっぱりするべきだと思いますけど、この辺り町長いかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今回の事案を確認をさせていただいて、1つは防犯カメラというのは有効に働くものだと思いますけれども、その設置に向けては検討します。ただ、もともとの状態として鍵の出回りとかそういう部分がなくて、町の委託がしっかりとできるような体制も

合わせて考えていくということで進めてまいります。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ぜひお願いいたします。

これで、終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

以上で、秋元美智子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

（午後0時18分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第6号議案から第23号議案まで」を議題といたします。

これに対する総括質疑を行います。

質疑内容はそれぞれ各常任委員会及び予算特別委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお御承知ではございますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。

また、議題に関係のないことを聞くことができない、このように規定されておりますので、その点十分御協力いただきますようお願い申し上げます。

初めに、第6号議案から第17号議案の12件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

皆様こんにちは。5番、管野です。第9号議案、介護保険条例について伺います。

第8期の介護保険料は高齢者の人数やア

ンケート等を鑑み算出されたものだと思います。基準額で年間1,647円微増です。この先、どなたがどれだけ利用されるのか推計は難しいものです。給付費準備基金残高のシミュレーションについて、第7期の計画では見られなかったように思いますが、運営委員会の傍聴席で見せていただいた資料では、今回の第8期の計画では掲載されているようです。この3年が終わったときに基金がとれだけ残っているか、どれだけ減っているか、どのように想定されていますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

お答えさせていただきます。

第8期の3年間が終わったときということでよろしゅうございますか。

また委員会では詳しくお話させていただけると思いますが、今議員おっしゃいますように基金残高約6億4,000万円ございます。微増ということで、第8期には5,550円ということで基準額を設けさせていただこうと思っております。それをさせていただいた残が6億2,700万円程度だと考えてございます。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

2番目の質問で、いつも水道料金なんかで大阪府が一番高いとか言われますけれど、介護保険は大阪府で4番目に安いとかそこから辺も自慢もしたいんですけども、この改正で大阪府でどれぐらいになるのかということと、もう一つ私もいろんな方から相談を受けるんですけども、高齢者はあまり人の世話になりたがらないんです。ちょっと車に乗せて行ってあげようかって言って

も、ええわバス乗るわとかって言われることもあるんです。

本当は必要な場合もあり、包括に相談するようには進めているんですが、近所の人が困っているケースもあります。本当に必要な人が使えていない部分もあると思うので、その辺りの包括または支所の所にできています相談センターをどのように運営されるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

介護保険料の基準額、今度府内で言うたらどれぐらいの順位であるのかということですが、今はまだ大阪府内のデータが全部そろっているわけではございませんが、下から数えて2、3番目のところで落ち着くのではないかなと考えてございます。

それから、今おっしゃいました相談なんですけれども、私どもできるだけアウトリーチをしていきたいと思っております、昨年の4月に福祉相談支援施設、これはワンストップでどんな御相談でもお受けしますということで、民生委員さんそれから福祉委員さんいろんな方に、ここが開設しましたので敷居を低くしていただいているいろんな事象がありましたらすぐに御相談くださいということをお願いしてございますが、まだ今おっしゃいましたような事象があるようでしたら、引き続きそういった町なかにおいていただいて、福祉委員さんとか民生委員さんとかにできるだけ周知をさせていただいて、そういった相談の情報をまず得ていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

第6号議案について質問させていただきます。

この議案は、町長をはじめ職員などの町に対する損害賠償責任に関して、善意でかつ重大な過失がないときは損害賠償金の一部を免責するというもので、その提案理由は地方自治法243条の2の第1項の規定によりとなっていたのがちょっと分かんなかったんですけども、1日の副町長からの説明で改訂されたためという表現をされていまして、そういう改訂があったんだということをおもっています、そこで確認させていただきたいんですけども、もともと地方自治法の243条の2は、職員の故意または重大な過失をたしか規定したものだと思います。今回、ここに善意でかつ重大な過失がないときという表現と大きな違いがありますので、まず最初にこの243条の2第1項は、いつどのように改訂されたのか、一応私も承知書もここに持ってきていますので、説明してください。

それと、この提案された議案は、町に対して損害賠償の一部免責を受ける対象者として、（1）町長、（2）副町長、教育長、選挙管理委員、監査委員、（3）公平委員、農業委員、固定資産評価委員、（4）職員としています。元のこの243条の2は、先ほど言いましたように職員の損害賠償責任について規定したもので、ここになぜ職員以外の（1）から（3）の方がもともと含まれていないように思いますので、その法的根拠も合わせてお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

○9番（秋元美智子君）

あ、まだ、全部言っていない。いいですか。

○議長（永谷幸弘君）

すみません。

○9番（秋元美智子君）

細かく言っていきます。

その職務を行うことにつき善意かつ重大な過失がないときは、町に対する損害賠償を一部免責するということなんです、具体的にどのようなケースが町の中で現在考えられているとはちょっと思えないんですが、なぜこの制定をする、しかも突然出てきたような印象を受けていますので、ちょっとその辺りも聞かせてください。他の自治体と制定しているのと合わせてお願いします。

その説明の中で、住民訴訟による損害賠償責任と監査委員という文言といいますか言葉があったように思いますので、その関係をお願いします。

まだあります。

この資料を読ませていただくと、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず、町長はじめ委員の職員の誰かが裁判所から例えば1億円の損害賠償を命じられたとき、基本給与年額が一律、つまり町長も職員も500万円だった場合を計算したときに、町長なら1億円から一律の500万円掛ける6の3,000万円を差し引いた7,000万円が免責されて、職員なら500万円掛ける1の500万円を差し引いた9,500万円が免責されるという理解でよろしいでしょうか。

もしそうであるならば、町に対して与えた損害が裁判所からの命令が1億だろうと10億だろうと100億だろうと払う金額は同じというふうな理解になるんですね。残りは全部免責するっていう話だったらば。だから、その確認をします。それと、町長の6倍、ほか4倍、2倍、1倍となっていますが、この計算方法は法律に基づいたの

かどうかお尋ねします。

損害賠償として請求されたうちの1割とか2割とかっていう方法はないのか、つまりここに書いているのが法律に基づいているのかどうかっていう、そういうことです。

肝腎なことなんですけど、だれが善意かつ重大な過失がないと判断するのかと先日説明の場で質問したところ、裁判所が判断するという答弁をいただきました。裁判所が善意かつ重大な過失がないとしながら、町に対する損害賠償責任として町長をはじめ委員や職員に命じるのもちょっと奇妙だなと、そういうこともあるのかなと思ったところなんですけど、こうした場合、この免責を受けるときに裁判所は判決文の中に、善意でかつ重大な過失がないとの一文を入れることになっているのか、その後のためにそういうふうな今流れになっているのかどうか、お尋ねします。裁判所の判断そのものは、私はちょっと理解ができないので。

もう一つ最終的な流れです。裁判の判決結果が出て、免責を受けるまでの流れです。これがどのような手続を踏んでいくのか、例に出して例えば申し訳ないですけど、町長が訴えられて1億円を町に払わなくちゃいけないとなったときに、町長が免責を受けるまで、この手続です。どういう形を考えたらいいかお尋ねします。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

全部で9点ですか。

○9番（秋元美智子君）

はい。かな。

○議長（永谷幸弘君）

9つですか。はい。

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

初日の提案説明のときに、私は地方自治

法の一部が改正され町長等の町に対する損害賠償責任につきまして云々というふうに述べました。これにつきましては、議員がおっしゃるように地方自治法の第243条の2というのは、職員の賠償責任について定める規定でした。これが平成29年の地方自治法の改正によりまして、243条の2が243条の2の2というように1条繰り下げられまして、新たに243条の2というのが新設されました。その243条の2というのが、今回提案させていただいている普通地方公共団体の町等の損害賠償責任の一部免責という規定になっていますので、243条の2第1項の規定によりというのは、正しい表現でございます。

それによりまして、合わせて地方自治法の施行令というのが改正されておりまして、職責などに応じてそれぞれ1号から法律の場合は6号まであるんですけれども、職員の処遇がそれぞれ定められていると。豊能町の場合は、その責任のない職もございまして、1号から4号までを定めているものでございます。

どのようなケースが想定されるのかということとはなかなか難しいわけですが、もともとこの法律改正された趣旨というのは、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合にも町長や職員等が個人責任とはして多額な責任を追及されることがあり、これによって大きな心理的な負担を抱いて職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、法律が改正されたということとなっています。

昨今では、住民とかと利害が非常に対立するような施策についても進めなければならないというのが全国的に多いわけですが、それによって職員が損害賠償責任を追及されることを恐れて積極・果敢に職

務が遂行できないということがあれば、住民福祉の向上に支障がきたされるであろうということで、この法律が改正されたというふうに言われています。

他団体の制定状況ですけれども、この法律改正の施行日は令和2年4月1日となっております。幾つかの団体で既に改正済みという状況で、まだもちろん改正されていない、制定されていない団体もござい

ます。監査委員との関係ですけれども、地方自治法の規定によりまして、普通地方公共団体の議会は条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと定められておりまして、今回所要の手續を得ている最中でございます。

それから、裁判所から損害賠償を命じる判決などが出た場合の金額につきましては、議員がおっしゃったとおりの計算式となります。したがって免責される部分につきましては、地方公共団体に対して補填されることがないということとなります。

それから、今回条例で条数につきまして6倍、4倍、2倍、1倍というように定めておりますが、これは地方自治法施行令に定める率と同じ率を定めているところでございます。

裁判所の判断などにつきましては、実際どのような判決が、判決文が書かれるかといったことは私も詳しくは承知はしておりませんが、一定職員の行為に過失があるのかないのか、あった場合それが重たいのか軽いのか、そういったことが言及されるのではないかなと思います。

それからこの条例の手續、フローに関しましては、住民監査が先に行われる、監査請求前置主義という仕組みがありますので、まずは住民監査請求が行われて監査委員に

よる事実認定がされた後に、その内容に不服があれば住民訴訟に移行するということとなります。住民訴訟に移行した後、裁判所において損害賠償の請求を命じる判決が確定した場合、それを地方公共団体の町が個人としての職員や個人としての町長に対して金銭を請求するというふうに移行するわけですが、その場合、重大な過失があるとか故意であるということがありましたらこの条例は適用されずに免責はされませんが、善意でかつ重大な過失がないと判断した場合には、この条例が適用されて基準給与年額を超える、乗数を掛けたものを超える部分については免責がされるというようになります。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

今回のこの条例の出し方なんですけど、まず結構重要な、私は重要だと思っています。それが急に出てきた感じです。しかも資料も少ない。今お話を聞いているだけでも、ああ、そうだったのかと、私これをどんだけひっくり返しても分かりませんでした、正直。何でこんな出し方をするのかなど、それほど軽く見ている条例なのかなというふうにも思いますが、逆に思います、今聞いていてなのおこと。

これは、この間の和解に対してもそうです。お互いに何かしら裏でつながっているんじゃないかなってうがった見方も性格上あまりしないんだけど、今回はちょっとしちゃいますけどそれはそれで置いて、まず口でするだけじゃなくて文章で資料として何がどう変わったのか、昨日議会の地方自治法を見ましたけどやっぱり同じことを書いていたんですね。これは、今お話されて条例がずれているから、私の見方がま

ずかったかもしれません。もう一遍見ますが、やはりきちっと資料はどう変わったかを出していただきたい。出していただくべきだと思っています。

それと、そこのところをよろしく願います。

なぜかっていう中で、個人賠償はいろいろ住民監査請求が起きて、結果町長から職員やらがいうふうになったときの大変さのことを鑑みてのことでしょうけど、それだったら多分個人的にかける保険があると思うんです。なぜそっちの対応を町として考えられなかったのかをお願いいたします。

もう一点すごい気になるのは、さっき言いましたけどたとえ10億でも100億でも、また例に出して申し訳ない、町長の場合は6倍で、多分500万円で計算しても3,000万円かな。500万円だったら、5、6、3,000万円ですわ。となった場合、私が本当に悪人でしたときに、唆してこういうふうに守られているんだからあの土地を町、10億で買って頂戴よと。たとえあんたが訴えられて損害賠償を言われても免責されるんだから、5、6、3,000万円で済むよと。それが無事終わったら私が手にしたお金をちょっと回すから、っていうことだって考えられない。もう頭打ちきまつてるわけだから。こういうのいかがですか。私の思考力があれだから、まずそこをお願いします。要するに悪用される感じがあるってことですね。

それと、他の自治体は大阪府では具体的にもう決められたところはあるんでしょうか。私はどう考えてもそんなに急ぐ、もっと慎重にすべき条例だなと思っていますのでお願いします。

それと、次に最終的に善意かつ重大な過失があるかないかを判断するのは、監査委員でもなければ住民訴訟を起こした住民で

もなければ裁判所でもなければ、結果的に判決が出たあとの自治体ということですね。自治体の長になるのかどうか分からないけど、そこを説明してください。あ、いいですよ、ぼんとはないと思うんですね。

例えば、議会はどういうふうな対応をするのか、対応する必要があるのかどうかということと、仮に町長が、また引き合いに出して申し訳ないんですけど、損害賠償を認められたとき、町長は町長に出すんですか。これがもう一つ分からない。

それと、監査委員もそうですよね。住民訴訟が起こされて監査請求が起こされて、いや、妥当ですよといって住民が怒って裁判に持っていく。そこで要するに損害賠償を求められた。その監査委員のところに監査委員がまた対応するというのも、ちょっとこれも理解できないんで、まずその流れ、誰が誰に対して本人がやるのか、そうじゃなくて例えば議会の中で今回こういうふうな結果が出ましたと、また引き合いに出すけど町長に対して免責を認めるかどうか、皆さん決議しましょうという形で進んでいくのか、ちょっとその辺が分からないのでもうちょっと詳しくお願いします。

ともかく、最終的に善意かつ重大な過失がないと決めるのは裁判所ではないという、この理解でいいかどうかも含めて御答弁をお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

資料につきましては、委員会に間に合うように頑張って調整をしたいと思います。

（発言する者あり）

○副町長（池上成之君）

資料につきましては、委員会に間に合うように調整するよう努力したいと思います。

順番は変わりますけれども、例えば議員がおっしゃったような唆しの例を挙げられましたけれども、そういった場合は善意かつ重大な過失がないじゃなくて悪意、重大な過失があるとなりますので、そもそもこの条例は適用されないということになると私は考えます。

府内の自治体の制定状況でございますけれども、事典は少し古いかも分かりませんが9団体、大阪府内の市町村の中で9団体、条例が制定済みという状況でございます。

誰が重大な過失がないとか善意とかを判断するのかといったことは、私が勉強した限りでは、これを判断するのは最終的には各自治体で判断をしてこの条例を適用するかしないかというのを判断することになります。その判断基準は裁判所の判決であるとか監査委員の事実認定っていうのを基にすることができるのではないかと考えております。

この条例を適用して免責をした場合、その免責をしたっていう事実を議会に報告するということが地方自治法の施行令で定められておまして、免責される金額なりとかそういったことを報告し、公表するという手続を定めることとなっております。

それからこの仕組みですけども、住民訴訟の手続として被告は地方公共団体の町になるんですが、その判決が出た後、地方公共団体の長が個人としての町長に具体的に金銭を請求するという手続になります。ですので、職としての町長は被告にはなるんですけども、判決が出た後はその職としての町長が個人としての町長に対して金銭を請求する、職としての町長が職員個人に対して請求していくというような手続になっていきます。

以上です。

失礼しました。保険との関係ですけども、

実態上は多くの職員が公務員賠償責任保険という任意の保険に加入をしております、こういったケースに対しても臆することなく職務が遂行できるように皆さん任意で保険に入っているというケースは多くありますが、これはあくまでも個人が任意で入るものでございますので、役場としてどうこうするという手続までは特に踏んではないという状況でございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

3回目になります。

ちょっとあれですけど、1番ちょっとあれと思ったのは、唆しがあった場合は、それは悪意に満ちた重大な過失という扱いになりますよと。それはそうなんです。その重大な過失かどうか、悪意に満ちた重大な過失かどうかは裁判所が見抜けなかった場合に、してやったりということになりかねますよと言っているだけです、私は。だから、よっぽど慎重にしくちゃいけないなど。

しかも、今のお話を聞いていますと町長、また引き合いに出して申し訳ない。町長が何か事業をしようとして、それは住民の目から見て税金の無駄遣いじゃないかと監査請求を受ける。監査委員は、いや妥当ですよと言ったら住民訴訟にいく。裁判所としては町長のほうに、いやいやこんだけ町のお金を使ってやっているけども、あなたはこれだけ責任を持ちなさいという流れを想定しているんですけども、そうした場合、最終的に町長が今の手続の話で聞くと、町長はそういう結果を受けて、その場合町長という立場で受けたと思うのかと思って、私は、立場上受けたかちょっとそこが理解できないんですけども、そういう町長が自分で出して、はい分かりましたって言って

手続に行くんですね。これ、分かんないんです。議会のほうは、はい、こういう手続をしましたという報告を受けるだけなんです。

それだったら、今後のことを考えたら、やっぱりそれは個人の本当に仕事をやる上の覚悟で保険で対応していただきたいと、そのほうが私は今の段階ではいいんじゃないかなと思います。

それとですね……。

○議長（永谷幸弘君）

質問をお願いしますね。

○9番（秋元美智子君）

あ、そうですね、そうだね。ごめんなさい。

○議長（永谷幸弘君）

討論になっていますよ。

○9番（秋元美智子君）

ごめんなさい、討論になっちゃったね、はい。

1点、この条例の制定をなぜ町として急がなくちゃいけない理由はありますか。こう急に出してきて、やっぱり時代の流れというのかな、そういうことからどうしても急ぎますって、そこのところだけお願いします。説得力が足りないんです。必要だという説得力が私、感じませんので、お願いします。

○議長（永谷幸弘君）

1点でいいですね。

○9番（秋元美智子君）

1点でいいです。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

地方自治法が改正された趣旨は先ほど述べたとおりですけれども、それが平成29年に改正されて、法律の施行日は令和2年

4月1日からとなっています。令和2年4月以降ですから、実際まだ制定していない自治体もありますので、なぜ今なのかといった御意見はあるかも分かりませんが、これが結果的に制定されずにずっと行った場合、豊能町の職員が本当はやらなければならない業務があるにもかかわらず、住民訴訟を恐れて結果的に何もしないといたことが起きてしまっては元も子もないと思います。ですので、法律も施行されているわけですし、この条例を制定する必要性は十分にあると私は思っております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

ないようですので、次に、第18号議案から第23号議案までの6件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

管野です。第18議案、一般会計当初予算です。歳入の確保について伺います。

経常収支比率は2年連続で100%を超えることになりました。町長は就任の挨拶の中で、基金の取崩しに頼ることのない健全財政とあります。コロナ禍で国や府の交付金も厳しい状況になるかと思われまます。そして、昨年の財政調整基金の取崩しは2億9,000万円、町政運営方針に書かれてありました。今予算では6億5,300万円、基金の総額では7億5,700万円の取崩しの予算となっています。

今回の予算で、この歳入の確保とは何を指すのかちょっと私には分からなかったのでお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

予算案を見ていただいても分かるように、町税が毎年減少しておりますので収入を確保していくことが非常に大事になってまいりますが、それをどこから増やすのかというのが非常に難しいところです。

今回予算を編成するに当たって最もこだわりましたのは、財政調整基金の繰入額を少しでも減らして健全化に向けて一歩でも前進させていくといったことにこだわって、私は予算を編成するように心がけました。その結果、財政調整基金繰入金は前年度に比べて約5,600万円軽減することができました。ほかの基金から繰り入れているものはありますけども、基金というのはそもそも、ある事業目的のために資金を積み立てていくものでございますので、その本来目的のために取り崩すことについてはこれは基金本来の目的ですので、これは全く問題がないと私は思っております。それ以外に収入を増やす項目としましては、例えばふるさと納税の基金を増やすであるとか、いろんな建設工事を行いますけども、できるだけ有利な地方債を借り入れられないかといったことを積極的に調べて、予算を編成していったという状況でございます。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

基金を取り崩すという理解はできるんですけども、基金がなくなっていくという心配は私たちに物すごくあるんです。そして、町長は選挙のときに出馬の挨拶で80億の借金と言われましたが、実際のところ10億、今は8億ぐらいですか。助かったのではないと思うんです。この先、学校再配置でまた借金が増えますし、上限35億と言われていきますけれど、本当に大丈夫なのかなと思ったりもしています。町長が予算

を組むのはあと2回ありますが、あとの1回は骨格予算でしょうと思います。ということは、来年度の予算で持続可能な財政の答えを出さなければいけません。歳入の確保について住民負担を求めていくのか施設の閉鎖なのか、令和3年度の予算で予算を執行していく間に、この持続可能な財政という答えが出せるのか、どうですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

来年度、令和4年度につきましては、そのときの地方財政計画がどうなっているか、町の状況であるとか世の中の景気がどうなっているかによって大きく左右されますので、今ここで断定することはできませんけれども、もともと町が存続しなければ住民の幸せにもつながりませんので、そういった予算編成ができるように努力はしていきたいと思っております。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

1点だけお尋ねします。

（発言する者あり）

○9番（秋元美智子君）

決算じゃないよ、今。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

申し訳ございません。

はい、予算の委員はそのときでお願いいたします。

ほかにございませんか。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

18から。

総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第18号議案から第23号議案までは、6名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また第6号議案から第23号議案はお手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上審査することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、第6号議案から第23号議案まではお手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、予算特別委員会委員に中川敦司議員、寺脇直子議員、井川佳子議員、秋元美智子議員、高尾靖子議員、西岡義克議員、以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の互選により、委員長に井川佳子議員、副委員長に中川敦司議員が選出されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は3月19日午後1時より会議を開きます。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午後1時45分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 第 6 号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件
- 第 7 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
- 第 12 号議案 豊能町立公民館条例等改正の件
- 第 13 号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
- 第 14 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計補正予算（第 10 回）の件
- 第 15 号議案 令和 2 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の件
- 第 16 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 4 回）の件
- 第 17 号議案 令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）の件
- 第 18 号議案 令和 3 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 19 号議案 令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 20 号議案 令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第 21 号議案 令和 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 22 号議案 令和 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 23 号議案 令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番